

平成 25 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	私立学校における体罰の防止と実態調査について	1
2	史跡斎宮跡東部整備事業（こころのふるさと斎宮づくり事業）の進捗状況について	5
3	「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について	9
4	新県立博物館の整備について	13
5	「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（案）」について	23
6	地球温暖化対策について	27
7	微小粒子状物質（PM2.5）への対応について	32
8	「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」素案について	33
9	「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～（案）」について	40
10	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について	42
11	R D F 焼却・発電事業の收支計画等について	47
12	産業廃棄物の不適正処理事案について	48
13	「三重県外郭団体等改革方針（案）」（環境生活部関係分）について	50
14	包括外部監査結果に対する対応について	52
15	各種審議会等の審議状況について	57

- 別冊 1 新県立博物館の活動と運営 V o 1 . 4 （最終報告）（案）
別冊 2 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（案）
別冊 3 三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について（中間案 素案）
別冊 4 夢をかたちにするまちづくり～「新しい公共」のヒント集～（案）

平成 25 年 3 月 14 日

環境生活部

1 私立学校における体罰の防止と実態調査について

1 調査の趣旨

部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案発生を受けた文部科学省からの依頼通知（1月23日付け）を踏まえ、県内私立学校における体罰禁止の趣旨を徹底するとともに、体罰の実態についての調査を、公立学校での調査とあわせて実施するものです。[2月5日各学校へ通知]

2 調査の概要

(1) 対象案件

- ①各学校で調査時に把握している平成24年度に発生した体罰の件数及び内容等【第1次報告】[22～23年度分についても県独自に聴き取り]
- ②校内調査を踏まえた平成24年度に発生した体罰の状況【第2次報告】

※体罰：身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）肉体的苦痛を与えるような懲戒（長時間正座をさせる等）で体罰の態様等の諸条件を総合的に考え個々の事案ごとに判断

(2) 調査対象学校

私立小・中学校 私立高等学校、私立特別支援学校

(3) 調査方法

校内調査は、公立で使用する調査用紙あるいは独自調査用紙等により教員及び児童生徒に対して各学校の実情に応じた方法で実施する。

(4) 文部科学省への報告

平成24年4月から平成25年1月までに発生し、既に各校が把握している事案の件数・概要等については、2月27日に文部科学省に報告しました。
【第1次報告】

各学校内での調査の結果、新たに体罰と判明した事案の件数・概要等については、4月30日までに文部科学省へ報告します。【第2次報告】

3 私立学校での発生状況

今回調査で判明した、現時点で学校として把握している体罰の件数は以下のとおりです。(第1次報告分)

	発生事案数	対象教員数	被害児童生徒数
平成24年度	16件	16人	38人

小学校	1件	1人	1人
中学校	6件	6人	16人
高等学校	9件	9人	21人
特別支援学校	0件	0人	0人

(1) 体罰が行われた場面

授業中 4 放課後 1 休み時間 1 部活動 6 学校行事 3
その他 1

(2) 体罰が行われた場所

教室 4 職員室 1 運動場・体育館 5 廊下・階段 1 その他 5

(3) 体罰の態様

素手で殴る 10 棒などで殴る 2 蹤る 2 その他 2

(4) 被害の状況

鼓膜損傷 1 外傷 1 傷害なし 14

(5) 把握のきっかけ(複数回答を可としています)

児童生徒の訴え 7 保護者の訴え 3 教員の申告 9 その他 3

(6) 把握の手法(事情を聴取した者について、複数回答を可としています)

当事者教員 14 その他教員 1 被害児童生徒 11

保護者 2 その他(第3者) 1

体罰の内容は、授業や学校行事における生徒指導、部活動指導等の場面で、児童生徒を平手打ちする、足で蹴る等となっており、事案の主な例は(7)にて後述のとおりです。

なお、県独自に把握した過去の状況については、平成22年度の発生事案数は3件(対象教員数3人、被害児童生徒数4人)、平成23年度は1件(対象教員数1人、被害児童生徒数1人)でした。

(7) 主な事例

- ・ 水球部の顧問が、練習試合での指導中、プレイが不甲斐ないという理由で、複数の部員を殴った。そのうち2名が鼓膜を損傷し、1名は入院加療にいたった。(高等学校)
- ・ 剣道部の顧問が指導中に、面をつけていない状態の生徒をたるんでいたという理由から竹刀で殴った。また、別の生徒が顧問との練習中に転倒し、面をつけさせていなかったため、顧問の竹刀が瞼に当たり出血した。(中学校)
- ・ 教科担当者が授業中にテスト返しをしていたところ騒々しく、再三静かにするよう注意したが一層騒がしくなった。特に騒いでいた生徒に廊下にでるように言ったあと、廊下に向かっている生徒の腰を後ろから蹴った。(高等学校)

4 県の取組

1月21日及び2月25日に開催された「私学協会理事会」(校長会)で、各学校での体罰発生防止への対応をお願いしたところです。

今後も体罰禁止の取組をより徹底するよう要請していくほか、今回の調査で新たに判明した事案を含め、学校の対応状況を注視するとともに、新たな事案が発生した際のすみやかな報告、国や県教育委員会主催の研修会への積極的な参加や学校での校内研修の実施など、体罰防止への一層の取組を求めてまいります。

2 史跡斎宮跡東部整備事業(こころのふるさと斎宮づくり事業) の進捗状況について

1 事業の目的

史跡斎宮跡は、伊勢神宮に仕える斎王の宮殿と役所が置かれた「斎宮」という全国でも類を見ない、三重県独自の貴重な財産です。県では、史跡全体を博物館と考える「サイトミュージアム（史跡博物館）」と位置づけ、その歴史的意義を発掘調査等により解明し、保存、継承、活用するために必要な史跡整備を行っています。

この事業により、地域住民や来訪される方々に斎宮の歴史・文化的価値について理解を深めていただくとともに、明和町及び周辺市町を含めた地域の活性化、持続的なまちづくりにつながっていくことが期待されます。

2 史跡整備の概要

(1) 計画の概要

東部地区は、過去3ヶ年（平成19～21年度）の集中的発掘調査により、斎宮寮の長官が管轄する中心的な役割を担っていた場所であったことが解明されたことから、当時の主要建物や道路を復元して往時の斎宮の雰囲気を体感できるような整備を進めることとしています。

平成22年度に事業着手し、平成27年度までに、「斎宮寮」と呼ばれる役所の主要建物3棟や区画道路及び古代伊勢道の復元などを行う計画で、総額8億9千万円余りを見込んでいます。

(2) 整備の進捗状況（事業費：国1/2 県1/2）

平成24年度末までに、基盤整備の主な部分並びに区画道路の復元、建物や塀の遺構表示の一部、復元建物の実施設計などを終えて、平成25年度には、せいでん にしづきでん ひがしづき 公的な儀礼空間を再現するため、実物大の復元建物3棟（正殿・西脇殿・東脇殿）の整備に着手してまいります。

（単位：千円）

主な内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基盤整備等	実施設計			整備工事		
復元建物			実施設計	整備工事	実施設計	整備工事
古代伊勢道						
その他						報告書・看板
整備費合計	25,750	89,917	91,925	315,789		

※「基盤整備等」には、土地の造成（盛土）、調整池の整備、排水対策等のほか、区画道路の復元、建物や塀の遺構表示を含む。

3 史跡全体の利活用

史跡斎宮跡を「サイトミュージアム」として効果的に活用するためには、本事業による整備地と、史跡斎宮跡を学習できる斎宮歴史博物館、平安時代の生活を体験学習できるいつきのみや歴史体験館が相互に連携した取組を図る必要があります。

一方、地元では、県・明和町・明和町観光協会・明和町商工会・斎宮ガイドボランティア・国史跡斎宮跡保存協会・地元住民等で構成する「斎宮跡来訪者アップ連絡会」を通じて、関係者間での情報共有を密に図るとともに、来訪者の増加など、地域活性化につながる取組に着手しています。

(1) 具体的な取組み例

① 史跡斎宮跡を核としたまちづくり

史跡管理者である明和町は、「史跡を核としたまちづくり」を目指して、平成24年6月に「歴史まちづくり法」による歴史的風致維持向上計画の認定を受けました。同計画では、斎宮跡周辺地区を重点区域に指定しており、今後、明和町は、県の史跡整備に合わせて集客交流施設、遊歩道、近鉄斎宮駅北口等の整備を順次実施する予定です。

② 「斎宮跡来訪者アップ連絡会」での情報共有

同連絡会において、来訪者アップに向けた取組についての情報共有が図られるとともに、連携した取組を進める中で、各団体が相互に刺激し合い、来訪者増に向けた協働の気運が浸透しつつあります。

平成24年度には、同連絡会に参画している団体により、斎王を模したゆるキャラ「めい姫」による各種広報活動、斎宮のPRポスターの製作、伊勢まつりへの斎王群行の初参加、セントレアや名古屋ドーム前イオンでの広報活動などが実施されています。

③ 地域住民との連携

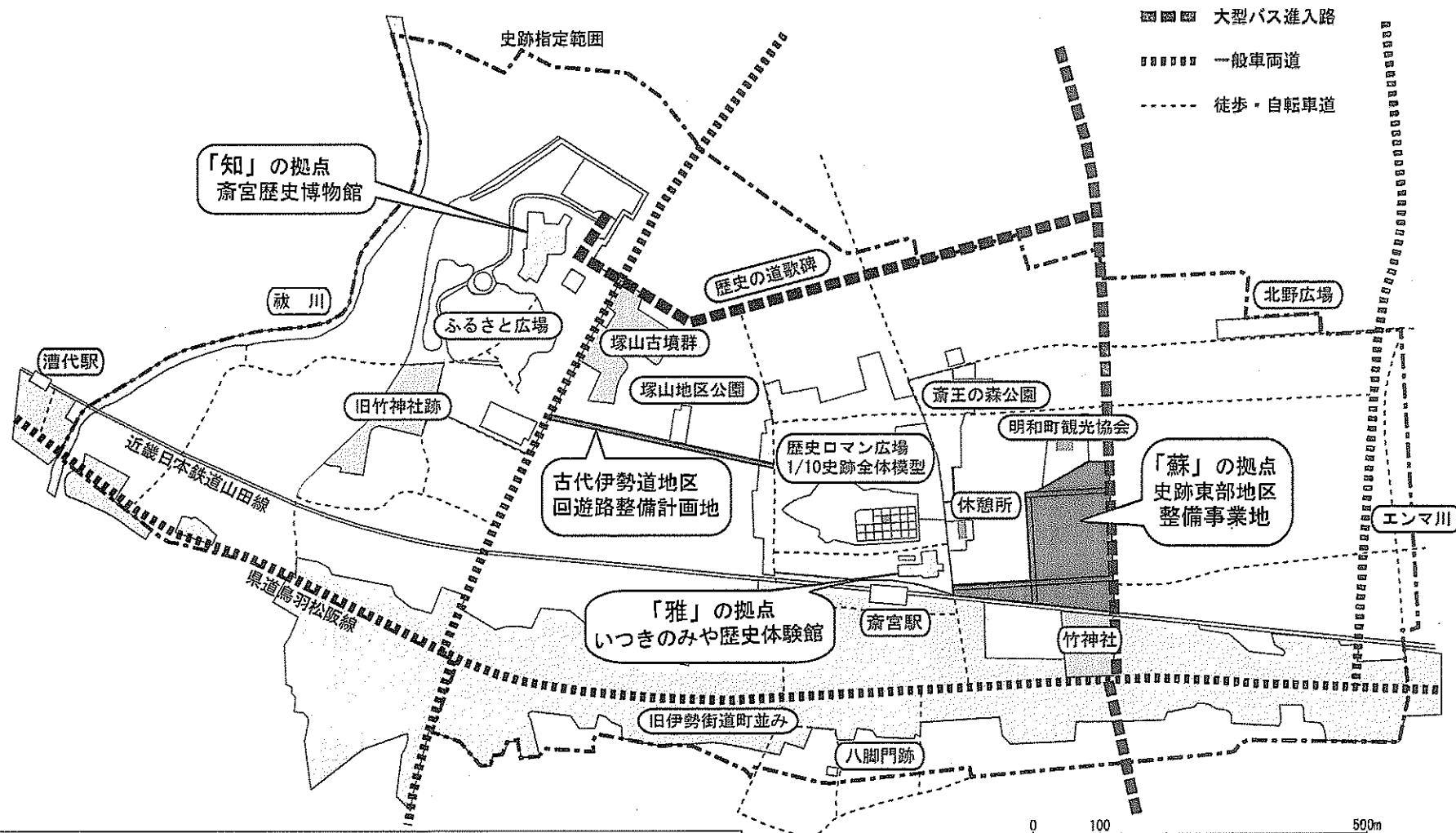
今回の整備では、住民も参画いただき、斎宮への愛着を深めることで、住民と連携した持続的な活用・管理が図されることを目指しています。

平成24年度には、地域住民と協働して、コスモスやナバナの植栽を行ったほか、植栽に関するシンポジウムを開催し、整備地の植栽・管理に住民が参画する方策を話し合いました。また、掘立柱塀の表示整備を行うなかで、町内の児童が描く斎宮への想いをしたためたメッセージを丸太裏面に書いてもらい設置しました。

(2) 今後の取組

明和町が行う歴史的風致維持向上計画事業との十分な連携のもとに、引き続き東部整備を進めるとともに、「斎宮跡来訪者アップ連絡会」などを活用し、地域の多様な関係者とともに知恵を出し合いながら、より効果的な活用方策の具体化に取り組んでいきます。

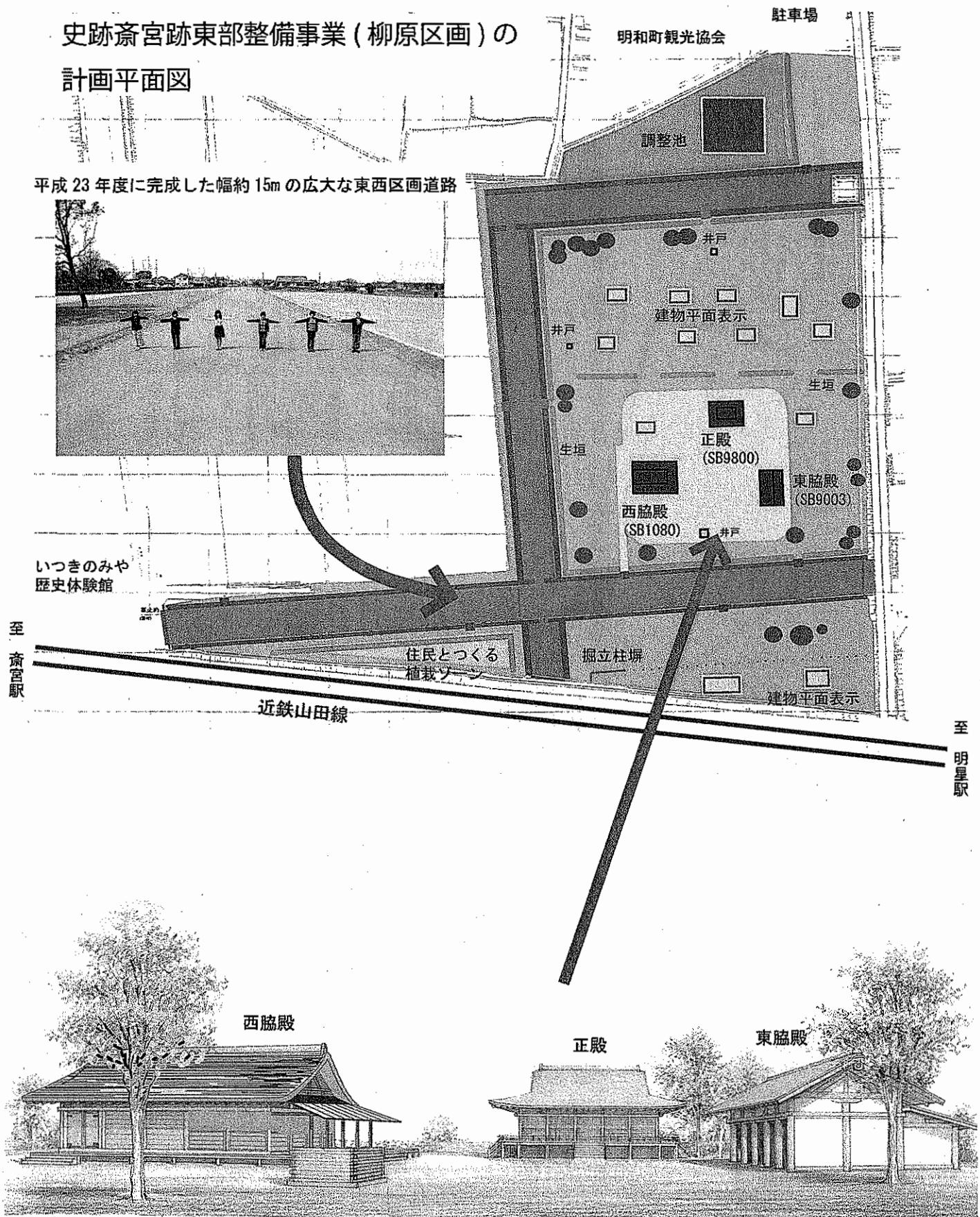
斎宮跡 整備位置図



平成元年度 斎宮歴史博物館建設
平成6年度 博物館南側ふるさと広場整備
平成8～13年度 いつきのみや歴史体験館
1/10史跡全体模型を含む歴史ロマン広場整備

史跡斎宮跡東部整備事業(柳原区画)の

計画平面図



復元建物完成予想図

3 「文化交流ゾーン」を構成する各施設の連携強化について

1 これまでの経緯

平成 26 年の新県立博物館の整備を契機に、美術館を含めた総合文化センターの周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、文化芸術活動や生涯学習活動の中核的な拠点機能を充実するため、施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮する観点から、部内にワーキングを設置して、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営のあり方を検討してきました。

2 ワーキングにおける検討結果

(1) 「文化交流ゾーン」の今後の方向性

これまででも各施設が一体的な情報発信や共通テーマによる連携事業の実施に取り組んできたが、施設間で連携の意識が十分共有されず、継続的、効果的な取組には至っていない。

今後は「文化交流ゾーン」のめざす姿やミッションを共有したうえで、それぞれの持ち味を最大限に生かした持続可能な連携をめざす必要がある。

引き続き議論する必要があるが、現時点で整理しためざす姿、ミッション、連携方策は以下のとおりである。

① 「文化交流ゾーン」のめざす姿

より多くの人が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができる
ような場

② 「文化交流ゾーン」のミッション

- ・ 三重の文化の持つ多様な魅力を県内外に発信するとともに、日本や世界の文化を体感できる機会を提供する
- ・ 施設の魅力を総合的にアピールすることにより、「何かあるかもしれない」というワクワク感・期待感を醸成する
- ・ 施設相互の連携による新たな価値の創出や、誰もが楽しみ、学び、交流することができる場の提供により、知的好奇心・向上心を刺激する
- ・ 県の文化振興・生涯学習の中核としてセンター機能を発揮することにより、市町や地域の拠点を支援し、連携を進めるとともに、連携のノウハウや成果を全県域に展開する

③具体的な連携方策（例示）

「文化交流ゾーン」のミッションを果たすためには、個々の施設がその使命や活動理念に基づき一層機能を強化するほか、「文化交流ゾーン」として、次表のような連携方策を検討することが求められる。

類型	内容	具体的な連携方策例
I 基本的な施設間連携（相互協力）	(1)事業（長期的な視点から行うもの、単年度のもの）	連携事業の実施（統一テーマによる企画展等の実施、各施設の機能や場所の相互活用）
	(2)広報	広報における相互協力（他施設の取組を紹介するコーナーの設置等）
	(3)施設の管理運営	利用者サービスの向上（駐車場の効率的な利用のための調整等）
II 「文化交流ゾーン」の展開に向けた連携	(1)一体感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信力の強化（一体的な広報、グッズ開発、共通デザイン・標語・キャラクターの採用等） ・相互利用の促進（観光ツアーコース、学校遠足・社会見学プログラムの企画、共通チケットによる割引制度の導入、巡回バスの運行など施設間アクセスの利便性向上、プロムナード整備や散策ルートの設定等） ・地域との連携（地域の商店や関連施設との連携、地元デーの実施等）
	(2)全県域への事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・移動展、アウトリーチ活動の計画的な実施（施設間の調整、プランの作成等） ・バストourの企画運営

（2）施設の運営のあり方

施設の運営のあり方として、①地方独立行政法人化、②指定管理者制度の活用、③直営（現在の運営形態を前提とした連携強化）の3つの手法について検討した。

①地方独立行政法人化

国においては、文化施設の管理運営を行う独立行政法人も設置されているが、現行の地方独立行政法人制度においては、文化施設の管理運営は対象業務とされていない。（政令改正が必要）

ただ、「法人の創意工夫を活かした機動的で柔軟な対応が可能となる」、「評価委員会による業績評価などを通じた業務改善サイクルが確立され、サービス・質の向上が期待できる」などの効果が期待できることから、将来的には地方独立行政法人化することも視野に、引き続き、対象とする施設の範囲や法人の種別等と

とともに、国への働きかけについて検討することが望ましい。

②指定管理者制度の活用

直営の場合に比べ、創意工夫を生かした組織運営や経営努力が予算に反映される仕組みの導入など利用者へのサービスの向上、コストの縮減、あるいは財政面のインセンティブにおいて効果が期待できる。

なお、すべての業務を指定管理とする方式（全部指定管理）と学芸業務等の基幹業務は直営とし、その他の業務（総務、広報、施設の維持管理業務等）を指定管理とする方式（一部指定管理）が考えられるが、それぞれの効果と懸念される点は次のとおりである。

全部指定管理

(効果)

- ・指揮命令系統がわかりやすい
- ・より総合的な視点からの事業展開が可能となる

(懸念される点)

- ・各施設が持つ「社会の公共財」としての役割は本来的に行政が担うべきであり、外部の団体に委ねる場合は、その機能が担保できるよう配慮する必要がある（「公」であることの信頼感や、「公」の立場として行う地域支援活動などが維持できなくなる恐れがある）
- ・業務の継続性や公益性を担保するために職員の派遣が必要だが、制度上派遣を継続することには制約がある

一部指定管理

(効果)

- ・学芸業務等の基幹業務の継続性や公益性を担保できるとともに、県の方針や考え方を反映しやすい

(懸念される点)

- ・指揮命令系統が複雑化することで業務の分担や責任の範囲が不明確になり、調整に労力を要する
- ・指定管理者が施設の経営において自由度や独自性を発揮できる範囲が限られる

③直営（現在の運営形態を前提とした連携強化）

現在の運営形態を前提に、例えば、中長期的な視点で企画調整を行い、連携強化に取り組むことができるような仕組み（館長等会議や企画担当者会議等による企画調整、事業の進捗管理）を構築することが考えられるが、予算面など一定の制約があるものと思われる。

以上のように、3つの手法には、それぞれにメリットやデメリットが考えられるが、「文化交流ゾーン」を構成する施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮するためには、次の2点に留意することが必要である。

- (i) 各施設が「文化交流ゾーン」のめざす姿やミッションを共有したうえで、一体感を持って組織運営や事業を行うこと。
- (ii) 「文化交流ゾーン」を統括し、次のような機能が発揮できるような運営の仕組みを検討すること。
 - ・事業計画段階から情報を集約・共有し、事業の実施に向けて調整する機能
 - ・柔軟に経営資源を配分し、予算を効率的に執行する機能

3 運営についての基本的な考え方

ワーキングでの検討結果もふまえ、「文化交流ゾーン」を構成する各施設の運営について基本的な考え方を次のとおりとしたいと考えています。

- (1) 県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- (2) 経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かせるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- (3) 学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できることとする運営手法とすること

4 今後のスケジュール

今後は次のようなスケジュールで進めたいと考えています。

平成25年度	運営手法等について具体的に検討し、指定管理に向けてめざす姿や仕様等を整理
平成26年度	指定管理者の選定
平成27年度	新たな運営手法の導入

4 新県立博物館の整備について

(1) 新県立博物館の活動と運営V.O.I. 4 (最終報告) (案)について 別冊1

県民の皆さんと進めている博物館づくりの状況について、昨年12月にお示しした中間報告以降の状況を追加しました。

このうち、設置条例関係、開館形態関係の検討状況について別紙1のとおり報告します。

(2) 新県立博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

「7項目」の取組状況について、別紙2のとおり報告します。なお詳細は「新県立博物館の活動と運営V.O.I. 4 (最終報告) (案)」の巻末資料2をご覧ください。

(3) 開館年次(平成26年度)上半期の企画展示実施計画(案)について

博物館に関心のある方にとってはより一層関心を深めていただくとともに、これまで博物館に興味がなかった方にとっても博物館に興味を持ち、一度行ってみようと思っていただけきっかけとなるような、さまざまなニーズに対応した展覧会を計画しています。現在の実施計画(案)は別紙3のとおりです。

(4) 平成25年度の主な取組について

① 活動と運営の方針完成

博物館活動(調査研究、収集保存、活用発信)に係る方針や仕組みについては、引き続き県民・利用者の皆さんとともに試行的な取組を実施しながら検討を進め、最終案を完成させていきます。

一方、運営に係る方針や仕組みについても、県民・利用者の皆さんからいただいた意見や経営向上懇話会で指摘された意見などを踏まえて詳細な検討を進め、設置条例などに反映させていきます。

あわせて、7項目の取組についても着実に取り組んでいきます。

② 広聴広報の取組

平成23年度に策定した広報戦略に基づき、引き続き、博物館に興味を持っていただくための幅広い広報や、“わたしの博物館”づくりの一環として実施している「MM (みえ マイ ミュージアム) プロジェクト」を展開するとともに、マスコミを通じた情報発信や公共交通機関を利用した広告宣伝など、大規模な広報活動も実施します。

③ 展示工事、情報システム等の整備推進

標本などの展示資料を収集するとともに、模型・レプリカなどの工場での製作を進めており、平成25年4月の建築工事竣工を受け、順次、展示室への据え付け等を行っていきます。

あわせて、企画展示に係る企画、準備、広報を順次行っています。

④ 文化交流ゾーン環境整備

県総合文化センターと新県立博物館の間を安全かつ快適に往来できるようにし、この地域全体を文化交流ゾーンとして県民の皆さんを利用しやすくするための「連絡ブリッジ」を設置します。

⑤ 開館準備

現博物館の収蔵資料及び事務室の引越や、開館記念行事などの準備を進めます。



新県立博物館の活動と運営V o 1。4(最終報告)(案)

新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)の検討案

<抜粋・要約>

《設置条例について》(V o 1. 4(最終報告)(案) 卷末資料①10ページ)

※平成24年度末までに方針決定

平成25年三重県議会定例会6月定例月会議に議案提出

平成25年三重県議会定例会6月定例月会議に議案を提出することをめどに検討を進めています。

検討にあたっては、現三重県立博物館設置条例の措置や、公文書館機能の位置づけについて検討しつつ、条文等を明らかにしていきます。

(条例で規定する項目(案))

- ①設置目的・趣旨
- ②設置場所、名称
- ③開館時間および休館日
- ④業務、博物館事業
- ⑤観覧料(料金、減免等の手続き)
- ⑥利用について(許可、利用料金、損害賠償等)
- ⑦博物館協議会
- ⑧遵守事項、その他(規則への委任)

《開館形態について》(V o 1. 4(最終報告)(案) 卷末資料①12ページ)

※平成24年度末までに明確化、設置条例に反映

これらの内容について精査、議論をした上で、平成25年三重県議会定例会6月定例月会議に設置条例の議案を提出するとともに、関係規則などを整備していきます。

(1) 開館日・開館時間

【休館日】

- ・毎週月曜日(祝日の場合は翌日)
- ・年末年始(12/29~1/3)
- ・別途定める日(特別休館日:くん蒸など)

※ 固定するのではなく、夏休み期間や他館事業と連携した期間限定の開館も検討

【開館時間】

- ・学習交流スペースなど、来館者の活動エリア

[全日] 9:00~19:00

- ・展示エリア

[火~金] 9:00~17:00

※ ゴールデンウイークや夏休み期間等の多客時は19:00まで延長

[土、日、祝] 9:00~19:00

(2) 観覧料等

- ・ エントランスエリア、交流創造エリア(学習交流スペース、こども体験展示室、三重の実物図鑑ルーム等)など、来館者の活動エリア
無料

・ 展示エリア

	基本展示 観覧料	企画展示 観覧料	セット券 (基本展示と企画 展示を観覧可能)	年間 パスポート券
当 日 券	一般	500円	その都度 定める	基本展示+企画展示 料金の2割引 1,600円
	高校生以下	無料	その都度 定める (無料を基本)	設定なし 設定なし
	学生(大学、 各種専門学校等)	300円	その都度 定める (割引を基本)	基本展示+企画展示 料金の2割引 1,000円
	障がい者及び その付添者	無料	無料	設定なし 設定なし
	学校、児童福祉 施設としての利用	無料	無料	設定なし 設定なし
	県民の日の 記念事業の日	無料	正規価格	設定なし —
	家庭の日 (毎月第3日曜日)	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引 —
	団体割引 (20名以上)	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引 設定なし
前売券		設定なし	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引 設定なし

新県立博物館整備にあたっての「7項目」の取組状況について

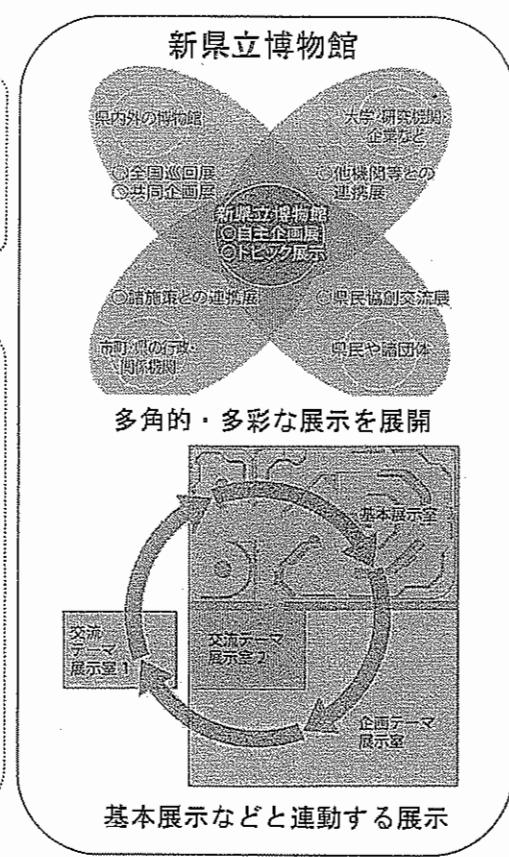
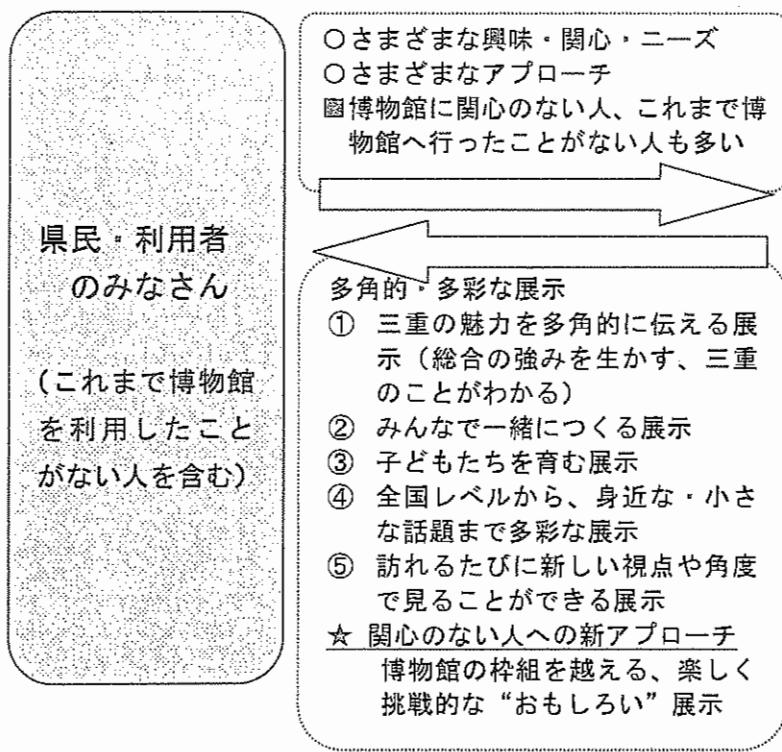
項目	項目内容	取組状況
① 県費負担の削減	総事業費を含めた支出の節減努力を不斷に行う。段階的な增收も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	<ul style="list-style-type: none"> ・収入については、多様な収入の確保に向けた方策に係る制度設計を実施中 ・支出については、開館後における支出項目及び金額の精査を実施中
② 広報体制強化	入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ・新県立博物館の開館時期や取組概要を知っていただくための幅広い広報や、館長出張講演会などを通じて、博物館に興味を持っていただくための広報を実施中 ・“わたしの博物館”づくりに向けた取組の一環として、県民参画型プロジェクトである「MMMプロジェクト」を開催中
③ 外部有識者による委員会 ※正式名称：新潟県立博物館（仮称）経営向上懇話会	外部有識者による委員会（「経営向上委員会（仮称）」）を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくためのしくみを早期に導入すること	<ul style="list-style-type: none"> ・7月24日に、本年度第1回会合を開催 [主な議題] <ul style="list-style-type: none"> ・新県立博物館の運営形態に関する考え方について（運営主体、開館日・時間、観覧料、県民参加組織など）
④ 民間の参画による経営基盤確立	多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附・協賛といった資金的な協力だけでなく、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携など、さまざまな観点からの連携実現に向けたメニューをとりまとめ ・随時、企業訪問や各種イベントでの周知等を行い、寄附や協賛といった資金的な協力とあわせて依頼中
⑤ 現博物館の解決策	現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・偕楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市との協議を継続しながら解決策を検討
⑥ 自然エネルギーの活用拡大	自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室屋根上部への太陽光パネル（当初計画20kw+追加100kw）設置について、平成24年7月に着工（平成25年3月完了予定） ・総合文化センター立体駐車場との連絡ブリッジの屋根上部への太陽光パネル（2.5kw）設置を、平成25年度に実施予定
⑦ 金銭価値で示せない社会への影響・効果	金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館評価に係る学識経験者等との勉強会を実施 ・地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しに向けて検討中

「7項目」に係る取組スケジュール

		平成24年度 (1~3月)	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	平成26年度 4~6月
新県立博物館整備の取組	建築	本体建築工事 (内装工事、仕上げ)	完了、引き渡し		外構工事	引越（事務室、資料）、開館準備	
	展示・調査研究	(工場等での製作) (調査及び展示資料の確保・借用等)		連絡ブリッジ工事			
	活動と運営			基本展示工事	(展示室への据え付け等)		
				テーマ展示企画調整 (決定したものから企画、準備、広報ほか)			
				調査研究			
		名称(案)決定 みんなでつくる博物館会議	活動と運営Vol. 4 (最終報告)	開館日等の概要発表	◆ こども会議 条例等諸規程の整備	◆ みんなでつくる博物館会議 条例等諸規程の整備	活動と運営Vol. 5 (最終報告)
①	県費負担の削減			開館後における収支計画の作成(収入見通し及び支出金額の精査)			
②	広報体制強化			広報戦略に基づく広報の展開(MMMプロジェクトの実施、開館後を見据えた体制やネットワークの構築など)			
③	外部有識者による委員会		◆ 開館1年前イベント	◆ 開館に向けたイベント	◆ 開館に向けたイベント	◆ 大規模広報の展開	◆ 開館記念イベント
④	民間の参画による経営基盤確立	◆ 24年度第2回	◆ 25年度第1回	◆ 25年度第2回 開館後の懇話会のあり方に係る検討	◆ 25年度第3回		
⑤	現博物館の解決策						
⑥	自然エネルギーの活用拡大	(地中熱による空調システム、太陽光発電について24年までに設置済)		連絡ブリッジ屋根上部への太陽光パネル設置 ハイブリッド照明の設置			
⑦	金銭価値で示せない影響・効果		学識経験者等との意見交換や勉強会の実施		評価システムの検討・構築		

新潟県立博物館 平成 26 年度の企画展示 実施計画（案）

1 新県立博物館の企画展示のイメージ

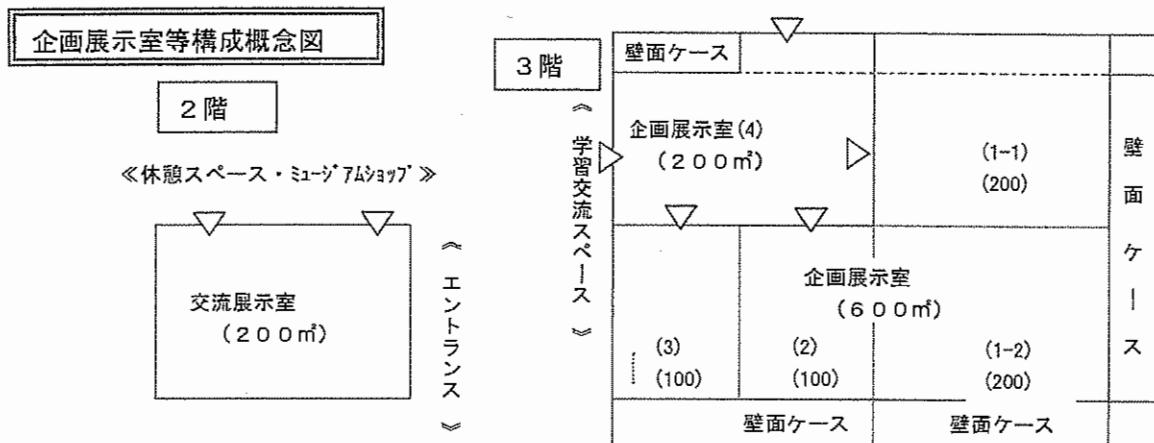


2 企画展示の展開の考え方

基本展示とともに展示活動の根幹をなす企画展示は、国宝・重要文化財の展示が可能な優れた展示環境を有し大小多様な空間利用ができる企画展示室、柔軟な活用が可能な交流展示室など展示室の特性を活かして、複数のテーマによる大小さまざまな展示をフレキシブルに組み合わせて展開します。

調査研究活動などの成果をベースに三重の自然と歴史・文化やこれにちなむ幅広い魅力を紹介する自主企画展や全国巡回展を年数回程度開催するとともに、これらと並行して、県民や諸団体・企業・大学・県部局などとの交流（連携）展、基本展示の内容との関連または分野別・地域別などさまざまな切り口の小規模なトピック展を開催します。

その中には、博物館に关心のない人も一度行ってみようと思うような、これまでの博物館の枠組を越える楽しく挑戦的な“おもしろい”展示や、学校教育に活かせる展示を織り交ぜ、博物館利用者の輪を一層広げて行きます。



3 平成 26 年度の企画展示

開館年度の企画展示は、総合博物館の特色を生かして、新県立博物館の姿勢や各分野を代表するテーマによる複数の「開館記念特別企画展」、また、三重県博物館協会やまちかど博物館・県内企業などとの連携による交流展、基本展示を補完するトピック展など、さまざまなニーズの来館者に三重の多様で豊かな自然や歴史文化を感じて頂ける展覧会を計画しています。計画にあたっては、次の点に注力しています。

- ① 新県立博物館の特色、めざす姿・活動の方向性を示す
- ② 三重のすばらしさを全国に発信、また、県内での認識を高める
- ③ 多様な主体との連携を図り、博物館とのかかわりを広める
- ④ 子どもたちの学びや家庭での対話を支援する
- ⑤ 博物館の枠組を越える、楽しく挑戦的な“おもしろい”展示を展開する

このうち、年度上半期には、下表に掲げる、開館記念特別企画展 3 回、交流展 1 回、トピック展 1 回の開催を予定しており、開館に向けての諸準備と並行して、個別の展示内容の検討や資料所蔵者（機関）への打診などの準備を進めています。

【 平成 26 年度上半期の企画展示計画 】

H26 年度 月	3 階					2 階 交流展示室 (200 m ²)	
	企画展示室						
	1-1 (200 m ²)	1-2 (200 m ²)	2 (100 m ²)	3 (100 m ²)	4 (200 m ²)		
4 月							
5 月	開館記念特別企画展〔第 1 弹・春季〕 800 m ² 「【仮】おっ、博物館が語りはじめた! ～収蔵資料にみる三重の姿～」《総合》					ヒッカ展 「【仮】汗と涙とこだわりと… 10,000 日間の記録」	
6 月	開館記念特別企画展〔第 2 弾・春季〕 600 m ² 伊勢神宮式年遷宮写真展 「【仮】継承と再生」						
7 月	交流展 900 m ² 三重県博物館協会 40 周年記念 「【仮】我が館はここから始まった」		仮)ミエゾウ 展 プレ展示				
8 月							
9 月	開館記念特別企画展〔第 3 弾・夏季〕 1000 m ² 「【仮】“国内最大”ミエゾウがここにいた! ～ミエゾウが繁栄した世界とその終焉～」《自然》						
10 月 ～3 月	年度後半については、下記の展示の実施について計画を策定中 ・三重の貴重な文化財の企画展、歴史的公文書を活用した企画展 ・まちかど博物館や県内企業との交流展示 ・むかしの道具など子どもたちの学びを支援する展示（毎年定番化を検討） ・博物館の枠組を越える、楽しく挑戦的な“おもしろい”展示						

平成 26 年度上半期の企画展示

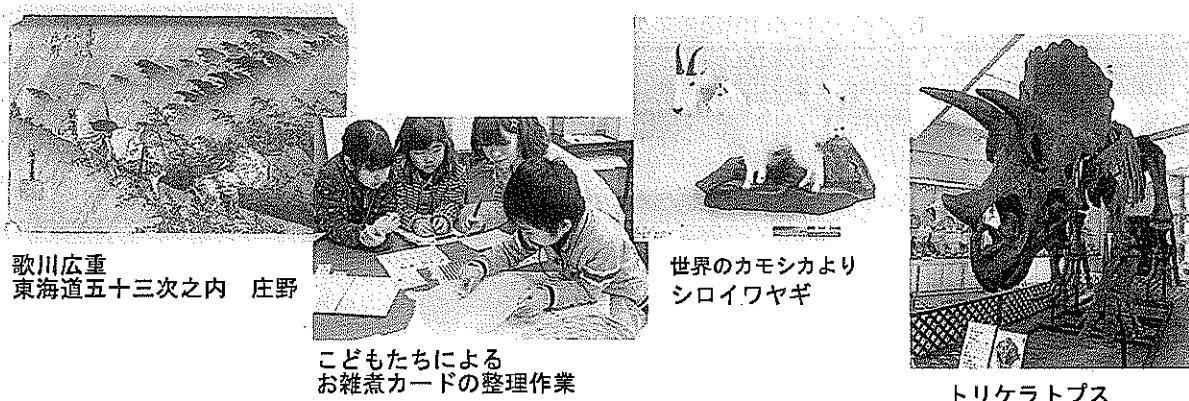
1 開館記念特別企画展 第1弾

「(仮題) おっ、博物館が語りはじめた！～収蔵資料に見る三重の姿～」

【内 容】博物館が収蔵する、三重の豊かな自然や文化を物語る資料、また次世代が過去や未来を考えるうえで必要な資料を、そのものが持つ“すごさ”とともに紹介します。また、県民の皆さんとともに行った、博物館資料を活用した取組を介して、新しい博物館が目指す方向性を提案します。

- 【ポイント】
 - ・収蔵資料 38 万点から、担当学芸員がご覧頂きたい資料を厳選。
 - ・資料の一つひとつに秘められた歴史、収蔵された理由を、資料採集者・寄贈者・担当学芸員の思いとともに紹介。

【主な資料】鳥居古墳押出仏、東海道五十三次之内庄野、三重県水産図解、伊藤又五郎家文書、古萬古盛蓋瓶（こばんこ せいさんびん）、浮絵駿河町呉服屋図、世界のカモシカ類、トリケラトプスほか



2 開館記念特別企画展 第2弾

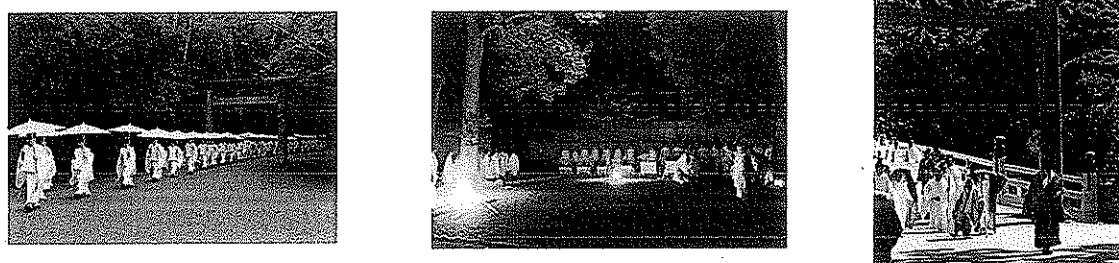
伊勢神宮式年遷宮写真展「(仮題) 繙承と再生」

【内 容】開館記念第2弾として、三重を語る上で欠かせない伊勢神宮を取り上げます。三重県出身の写真家南川三治郎氏が撮影し続けてきた、式年遷宮の様々な情景を静謐な雰囲気のなかで展示します。古来から変わらない神宮の自然のなか、古式どおり再現される伊勢神宮式年遷宮を通じ、日本の伝統や文化の継承の大切さを再認識できる写真展とします。

- 【ポイント】
 - ・式年遷宮に係わる祭典、それを取り巻く自然、地域と人についての作品約 80 点を企画展示室の大空間において静謐な雰囲気の中で展示。
 - ・作品を伝統産業の伊勢和紙に印刷し、厳肅な儀式や神域の自然をやわらかく、清浄で風合いゆたかに表現。

【共 催】中日新聞社

【主な資料】南川三治郎氏撮影の式年遷宮写真



3 トピック展

「(仮題) 汗と涙とこだわりと… 10,000 日間の記録

～三重県総合博物館ができるまで～

【趣 旨】平成 26 年春に三重県総合博物館（仮称）が開館するまで、県民・利用者のみなさまが、“わたしの博物館”と思って大事に使ってもらえる博物館づくりのために、

歯をくいしばり、汗と涙、そして、笑いにまみれながらの博物館づくりにこだわり
続けた昭和 60 年から平成 26 年の開館までの 10,000 日間の様子を紹介します。

〔ポイント〕・めざす博物館を実現するために、学芸員たちが何にこだわったか、その
理由をそれぞれの思いとともに紹介。

【主な資料】現博物館の活動写真、新県立博物館の建築・展示製作の検討にかかる模型・資材・
材料検討資料、ティーンズプロジェクト関係資料ほか

4 交流展 三重県博物館協会 40 周年記念

「(仮題) わが館はここから始まった

～ 県内博物館・美術館・資料館・水族館 61 館大集合～」

【内 容】三重県博物館協会加盟の 52 機関 61 施設が集まり、各館の成立に関わる「わが館
はここから始まった」という一品を展示します。また、各館の特徴ある学芸員の仕
事の紹介をします。

〔ポイント〕・博物館・美術館・資料館だけでなく水族館など多様な館が一堂に会す。
・水族館も含めた学芸員の仕事を紹介し、来館者の多様な興味関心に対応。

【共 催】三重県博物館協会加盟館園

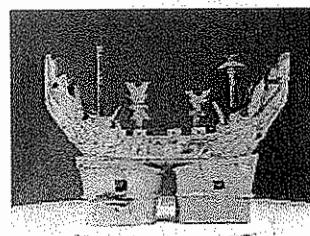
【主な資料】三重県博物館協会加盟の各館園の創立に関わる資料や特徴をあらわす資料（例：
松阪市文化財センターの船形はにわ、昭和天皇の戦後初行幸で新聞報道された三重
県立博物館現蔵の動物標本など）ほか



戦前の神宮歴古館



昭和天皇行幸時の写真：剥製は県博で収蔵



宝塚 1 号墳 船形はにわ

5 開館記念特別企画展 第 3 弾

「(仮題) “国内最大” ミエゾウがここにいた！

～ミエゾウが繁栄した世界とその終焉～」

【内 容】全長 8 m 近くある国内最大の陸生哺乳類 -ミエゾウ- の足跡が、展示を行うまさ
にその場所から発見されました。今回、約 350 万年前のミエゾウや当時の様々な化
石、その後のミエゾウが進化して小型化したアケボノゾウや当時の気候激変の証拠
となる化石を一堂に展示します。

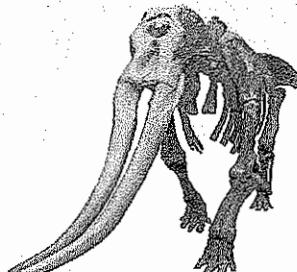
〔ポイント〕・全国各地のミエゾウ化石を集約する
・新博物館建設の“現場”で発見された足跡・さまざまな化石の臨地性
・県立博物館が長年、県民の方々や専門家と調査してきた資料・データ
・子どもたちが楽しめる体験コーナーを設置

【協 力】宇佐市教委、国立科学博物館、中国科学院古脊椎動物・古人類研究所ほか

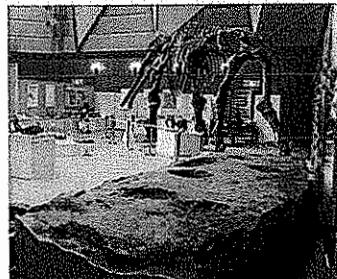
【主な資料】ミエゾウ明標本（実物）、古琵琶湖層群産巨大足跡群（15×5.6m）、コウガゾウ
等の全身骨格、全国産出のミエゾウなど化石ほか



ミエゾウ明標本



コウガゾウ全身骨格標本



ミエゾウ足跡化石展示イメージ

5 「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（案）」について

1 趣旨

「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下、「総量削減計画」という。）は、自動車の交通が集中することなどにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成が困難であるとして指定された地域（以下、「対策地域」という。四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町）において、環境基準を達成するため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第7条第1項及び第9条第1項の規定により策定するものです。

2 現在までの策定の経緯

平成 23 年 8 月 ～平成 24 年 3 月	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会（4回開催）で中間案を審議						
平成 24 年 6 月 18 日	三重県議会環境生活農林水産常任委員会において中間案について説明						
平成 24 年 6 月 29 日 ～7月 30 日	パブリックコメントの実施 (意見数 10 件)						
	<table border="1"><thead><tr><th>字句の修正等 反映したもの</th><th>今後の対応におい て検討するもの</th><th>質問等</th></tr></thead><tbody><tr><td>5 件</td><td>2 件</td><td>3 件</td></tr></tbody></table>	字句の修正等 反映したもの	今後の対応におい て検討するもの	質問等	5 件	2 件	3 件
字句の修正等 反映したもの	今後の対応におい て検討するもの	質問等					
5 件	2 件	3 件					
平成 24 年 10 月 17 日	第5回幹事会で最終案を審議						
平成 25 年 1 月 29 日	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会で最終案を審議						

3 総量削減計画（案）の概要

（1）計画の目標

平成 32 年度までに、対策地域内の全域で二酸化窒素 (NO_2) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の大気環境基準を確保することを目標とします。

なお、平成 27 年度までに対策地域内のすべての測定局における、二酸化窒素 (NO_2) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の大気環境基準達成を中間目標とします。

この目標を達成するため、各種施策を実施し、対策地域から発生する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を抑制します。

(2) 計画の期間

策定日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

(3) 新計画へ追加・変更する主な取組

○ポスト新長期規制の実施

最新規制であるポスト新長期規制適合車の早期普及の支援等により自動車排出ガス低減対策を進めます。

○流入車への対応

対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。

○国の機関及び地方公共団体による率先実行

公共事業等において、率先して低公害車等による納入を運送事業者等に求ること等により、物品等の輸送に伴い発生する窒素酸化物等を可能な限り低減するよう努めます。

4 今後の予定

環境大臣への協議を経て、総量削減計画を定め、平成 25 年 3 月中に公告の予定です。

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画（案）の構成

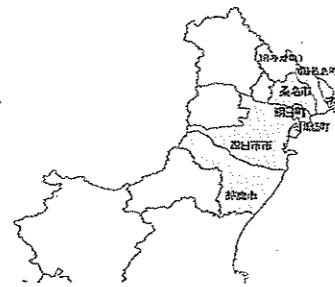
1 計画策定の趣旨

- ◇「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx・PM法）により策定します。
- ◇自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を削減し、平成32年度までに対策地域内の全域で環境基準を確保するための計画です。

2 対策地域の範囲

四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、
鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町

（旧計画からの地域変更なし）



第2章 計画の目標及び目標達成の期間

1 計画の目標

- ◇国が平成23年3月に変更した「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（参考）に基づき、

中間目標：平成27年度までに、対策地域内の測定局でNO₂、SPMの大気環境基準の達成

最終目標：平成32年度までに、対策地域内の全域でNO₂、SPMの大気環境基準の確保

表：窒素酸化物及び粒子状物質排出量に係る目標量

総量の区分	窒素酸化物 (t/年)	粒子状物質 (t/年) 注)
H21年度 (現状)	①対策地域内の事業活動等に伴う発生量【1号総量】	16,757
	②①のうちの自動車排出総量【2号総量】	5,233
H27年度 (中間目標)	③平成27年度までに達成すべき総量	15,185
	④③のうちの自動車排出総量	3,756
H32年度 (目標年度)	⑤対策地域内で大気環境基準達成可能な事業活動等に伴う発生総量【3号総量】	14,157
	⑥⑤のうちの自動車排出総量【4号総量】	2,787

注)環境省調査では、SPMについて目標年度のH32年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないとの予測されましたが、今回示しました目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である単体規制などで削減を見込んだ排出量（一次粒子のみ）を参考までに示しています。

2 計画の期間

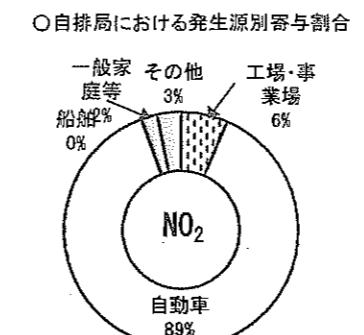
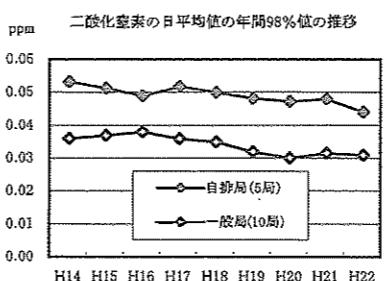
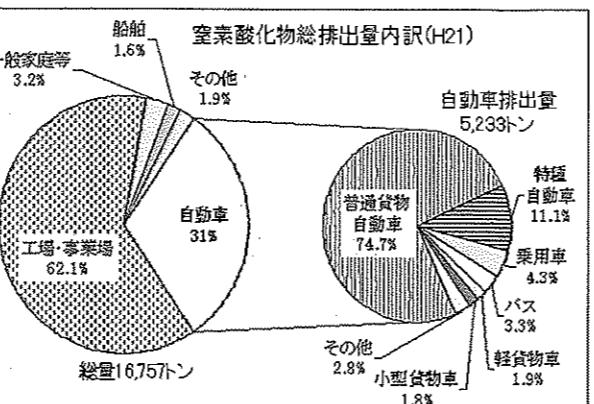
策定の日から平成33年3月31日までとします。

第3章 大気汚染等の現状

・平成21年度の対策地域内で自動車から排出されるNO_xの総量は5,233トンで、対策地域内全体の31%を占めています。

・平成21年度の対策地域内の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度の発生源別寄与割合は、自動車が89%、工場・事業場が6%となっています。

・自動車排ガス測定局における二酸化窒素の平均濃度は近年、やや低下傾向にあります。



第4章 目標達成の方途

旧計画の取組

- | | | |
|---------------|--------------|-------------|
| 1 自動車単体対策の強化等 | 4 交通需要の調整・低減 | 6 局地汚染対策の推進 |
| 2 車種規制の実施等 | 5 交通流対策の推進 | 7 普及啓発活動の推進 |
| 3 低公害車の普及促進 | | |

国的基本方針の変更を踏まえて追加・変更

継続取組

- ④ 交通需要の調整・低減
- ⑤ 交通流対策の推進
- ⑥ 局地汚染対策の推進
- ⑦ エコドライブ等の普及活動の推進等

新計画へ追加・変更する主な取組

- ① 自動車単体対策の強化等
 - ◎ ポスト新長期規制の実施 等
 - 最新規制であるポスト新長期規制適合車の早期普及の支援等により自動車排出ガス低減対策を進めます。
- ② 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
 - ◎ 流入車への対応 等
 - 対策地域外から流入する排出基準に適合しない車両等に対し、必要な措置を講じます。
- ③ 低公害車の普及促進
 - ◎ 国の機関及び地方公共団体による率先実行 等
 - 公共交通事業等において、率先して低公害車等による納入を運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生するNO_x等を可能な限り低減するよう努めます。

第5章 推進体制等

1 関係者間の連携

総量削減基本方針に基づき、地方公共団体間の連携だけでなく、道路管理者や荷主等と連携して取り組んでいきます。

2 進行管理の実施

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会へ進捗状況を報告するとともに、毎年、環境白書等で実績を公表します。

3 的確な監視測定、調査研究の推進

監視測定体制の維持と自動車排出窒素酸化物等の削減に必要な施策に関して調査検討を進めます。

4 地球温暖化対策との連携

低公害車やエコドライブの普及促進は、CO₂削減対策としても取り組んでいきます。

参照編：旧総量削減計画の実施状況

自動車NO_x・PM法に基づく削減

- ・車種規制・・・排出基準に適合しない車両が対策地域内で（猶予期間後に）登録不可
- ・自動車使用管理計画・・・対策地域内に30台以上の車両を保有する事業者が「低公害車への車両代替計画、適正運転実施に関する計画」等の提出義務

○県の取組

低公害車等導入のための補助や融資を実施。交通渋滞緩和のための道路の拡幅、交差点等の改良。交通管制システムの整備等

○国の取組

車両からの排出ガス規制の強化。バイパス道路の整備、道路構造の改善による交通の分散。グリーン物流の取組の普及等

○市町の取組

低公害車導入に対する補助。公用車を低公害車へ転換等

○事業者

業界団体などが低公害車導入のための補助や融資を実施。運送業界や対策地域内事業者が物流拠点の整備による輸送距離削減や積載効率の改善による配車台数削減の取組等

表：対策地域内測定局の環境基準達成状況の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
NO ₂ 達成割合(%)	93.3	93.3	100	92.9	93.3	93.3	93.3	93.3	93.3
SPM 達成割合(%)	43.8	81.3	100	50.0	60.0	73.3	100	100	100

【参考】「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（H23年3月25日閣議決定）

◆目標年度 中間目標H27年度 最終目標H32年度

◆目標内容 H27:測定局におけるNO₂、SPM環境基準達成に最善を尽くす H32:対策地域内でNO₂、SPMの環境基準を確保

◆施策（主な追加内容）

- ・ポスト新長期規制適合車の早期普及
- ・国・地方公共団体等の低公害車の使用
- ・国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図る。

6 地球温暖化対策について

1 「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」の審議について

(1) 三重県環境審議会における審議状況

県では、「地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について、平成24年1月に三重県環境審議会に諮問し、審議会に設置された地球温暖化対策部会において、条例のあり方についての基本的な考え方や条例に盛り込むべき内容等について審議が行われています。

これまで4回の部会を開催し、現在、中間案の策定に向けた作業を進めています。

現段階での審議会の検討状況は次のとおりです。

(2) 中間案の策定に向けた検討状況

ア 条例のあり方についての基本的な考え方

- ・県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって、総合的かつ計画的に推進されるものであること
- ・県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で、自主的かつ積極的に推進されるものであること
- ・県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること

イ 条例に盛り込むべき主な内容

(ア) 事業活動における対策

産業部門からの排出量は、高効率設備の導入等によってエネルギー原単位の改善が進んでいるものの、県全体の約6割と高い割合を占めており、事業者の計画的な取組による一層の削減が求められている。

このため、次の内容を条例に盛り込むことが適当である。

- ・事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量やエネルギーの使用量の把握に努めること
- ・省エネ機器や設備の積極的な導入に努めること
- ・環境マネジメントの推進に努めること
- ・地球温暖化対策計画書制度に評価・公表制度を導入するなど制度の見直しを行うこと（現行の生活環境の保全に関する条例に基づく、地球温暖化対策計画書制度の見直し）
- ・環境物品やカーボン・オフセット商品等の開発や提供に努めること

など

(イ) 建築物における対策

- ・オフィスや店舗等といった「民生業務部門」においては、業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備等の増加などにより、排出量が高い伸びを示していることから、次の内容を条例に盛り込むことが適当である。
 - ・新築や増築、改築に当たっては、省エネルギー建築物の設計・施工に努めること
 - ・高効率機器・設備や再生可能エネルギーの導入、建築物の緑化に努めること
 - ・一定規模以上の建築物（延床面積 5,000 m²以上）の新築等をしようとする者を対象に、当該建築物に係る温室効果ガスの排出抑制に係る措置、高効率機器・設備や再生可能エネルギーの導入等に関する検討内容を記載した計画書の提出を求めること
- （建築物環境配慮計画書制度の導入）
 - ・一定規模以上の店舗や事務所等（延床面積 5,000 m²以上）を有する者に対して、事務・事業活動における温室効果ガス排出量の報告書の提出を求めること
 - ・一定規模以上の店舗や事務所等（延床面積 5,000 m²以上）の新築等をしようとする者を対象に、当該建築物の環境性能について自ら評価し、建物の入口等見やすい場所に表示するよう求める（建築物環境性能表示制度の導入）

など

(ウ) 自動車の利用における対策

運輸部門からの排出量は、平成 15 年度以降、減少傾向にあるが、県全体の約 15%を占めており、自動車からの排出量がその 9 割に及ぶことから、運輸部門における排出削減の取組は、自動車を中心に進めていく必要がある。

このため、次の内容を条例に盛り込むことが適当である。

- ・従業員の通勤に伴う温室効果ガスの排出量がより少なくなる通勤方法（エコ通勤）への転換に努めること
- ・常時雇用する従業員の数が一定以上で、自動車等による通勤の割合が高い者（常時雇用する者が 300 人を超え、かつ、自動車通勤率が 7 割以上）を対象に、通勤に係る温室効果ガス排出削減に係る取組を記載した計画書の提出を求める（エコ通勤計画書制度の導入）
- ・一定台数（100 台）以上の自動車等を使用する者を対象に、エコカーの導入やエコドライブの推進等、温室効果ガスの排出削減に係る取組を記載した計画書の提出を求める（自動車地球温暖化対策計画書制度の導入）

- ・大規模集客施設を管理する者を対象に、利用者の来場に係る温室効果ガスの排出量を削減するための実施方針の提出を求めること
- ・エコカーの購入・使用に努めること
- ・エコドライブの実施に努めること
- ・公共交通機関等の利用に努めること

など

(エ) 気候変動による影響への適応

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出削減の取組（緩和策）だけではなく、防災、健康、農業等様々な分野において、地球温暖化が原因と考えられる気候変動による影響に対応（適応策）していく必要があることから、次の内容を条例に盛り込むことが適当である。

- ・行政計画や施策に気候変動による影響への適応に関する視点の組み込み（適応策の総合化）を図るための方針を作成すること

など

(オ) その他

上記のほか、「消費生活に関わる対策」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「森林の整備・保全の推進」、「地球温暖化防止に係る教育・学習の普及」、「イベント開催における対策」に関する項目についても、削減の取組について条例に盛り込むことが適当である。

(3) 今後のスケジュール（予定）

平成 25 年 3 月 27 日	環境審議会（中間案の審議・策定）
平成 25 年 4 月	パブリックコメントの実施
平成 25 年 6 月	第 5 回地球温暖化対策部会（最終案審議） 環境生活農林水産常任委員会への報告 環境審議会（最終案審議、答申）
平成 25 年 9 月	条例案を議会に提出

2 電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業について

(1) 事業の実施状況

この事業については、伊勢市をモデル地域として、平成24年8月10日、企業、団体、大学、行政等が参画した「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」を設立し、その中に設置された5つのワーキンググループにおいて、協議会の具体的な取組や各主体の役割、スケジュール等について検討しています。

平成25年3月19日に開催予定の第4回協議会で、各ワーキンググループでの検討内容を踏まえた協議会の行動計画（「おかげさま Action!～住むひとも、来たひとも～」）を策定することとしています。

(2) 行動計画の内容

ア 計画の目的

多くの化石燃料に依存した暮らしから、温室効果ガスの排出が極力抑制された省エネルギーでかつ豊かな暮らし（低炭素社会）に移行していくため、電気自動車等の様々な活用方法を検討し、具体的に取り組むことで、低炭素なまちづくりを進めることを目的としています。

イ 協議会の取組内容

協議会の取組は、「おかげさま Action!」の名称で総括し、短期的取組（平成25～27年度）と中長期的取組（平成25年度から10年程度）の2つの視点で進めることとし、伊勢を訪れる多くの観光客等に、EV等を利用して周遊していただく、あるいは「おもてなし」を通してEV等の様々な活用方法を見ていただくなど、市民、県民、観光客等がEV等の良さを実感し、その必要性を理解することにより、導入が促進される内容としていきます。

（ア）短期的取組

・EV等を活用した観光プランの具体化

公共交通機関で伊勢を訪れた観光客等が、超小型モビリティの活用等により、市内の観光スポット（内宮、外宮、二見浦等）をEV等で周遊できるようにします。

・「おもてなし」によるEV等の活用方法の提案

外宮参道で、EV等をポットやスマートフォンの電源として活用するなど、「おもてなし」を通じて、EV等の蓄電池として活用方法を観光客等に見せていきます。

・充電施設の導入及び運用のためのルールづくり

EV等を利用しやすい環境をつくるため、充電施設の導入を進めるとともに、課金や案内看板の表示方法など充電施設の導入や運用に当たってのルール（指針）づくりを進めていきます。

- ・シンボルマークの制作
EV車両や充電施設、あるいは、それを案内する看板等に使用するシンボルマークを公募により制作します。
- ・災害時にEV等を活用するための仕組みづくり
地域や観光客の安全・安心を確保するため、災害時にEV等を電源として活用できるよう非常時における具体的なルールづくりに着手していきます。

(イ) 中長期的取組

短期的取組の結果を踏まえ、駐車場、観光施設、宿泊施設等における充電施設の導入拡大など、EV等が利用しやすい環境を整備しながら、バス、タクシー、レンタカー等へのEV等の導入を検討していきます。

(3) 今後の進め方

平成25年度は、この行動計画に基づき各主体が実際に取り組んでいくこととしており、県は、協議会の取組を支援していきます。

7 微小粒子状物質（PM2.5）への対応について

1 微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さな粒子（粒径 $2.5 \mu\text{m} = 1,000$ 分の 2.5mm 以下）を微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）と呼んでいます。PM2.5 は呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念され、平成 21 年 9 月に環境基準^{注1)}が設定されました。

一方、最近、中国の深刻な大気汚染問題が話題となり、その影響が日本にも及ぶことが懸念されているため、平成 25 年 3 月、国は環境基準とは別に、注意喚起のための暫定的な指針値「1 日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 」^{注2)}を示し、PM2.5 の濃度の上昇が予測される場合には、地方自治体が住民に注意喚起することを求めていました。

注1) 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注2) 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らすための目安として国が示した
1 日平均値

2 これまでの測定状況

県内では PM2.5 に関し、平成 22 年度から 2 測定局で測定を開始し、平成 23 年度は 4 測定局、平成 24 年度は 19 測定局で測定を実施しています。

平成 22 年度、平成 23 年度はすべての測定局で環境基準を達成できませんでした。平成 24 年度（平成 25 年 2 月 4 日現在）は、今のところ 19 測定局のうち 5 測定局で環境基準を達成できない見込みです。

また、測定開始以来、国が定めた注意喚起のための暫定的な指針値（ $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過した日は 2 日、延べ 4 測定局^{*}となっています。

* 平成 23 年 2 月 6 日：納屋 $74 \mu\text{g}/\text{m}^3$

平成 23 年 5 月 2 日：桑名上野 $78 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、津立成小学校 $78 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、納屋 $72 \mu\text{g}/\text{m}^3$

3 県民の皆さんへの注意喚起

県は平成 22 年度から「三重の環境」のホームページで PM2.5 の 1 時間値の速報値を情報提供してきたところですが、県民の関心の高まりを踏まえ、平成 25 年 2 月 13 日から三重県ホームページのトップページでも情報提供しています。

さらに、3 月 9 日から PM2.5 の濃度が暫定指針値を超えるおそれがある場合には、県のホームページや報道機関への資料提供により県民の皆さんに注意喚起を行うこととした。

3 月 13 日には市町の担当者会議を開催し、市町をはじめとする関係機関への連絡体制を調整しているところであり、市町の協力を得ながら広く県民の皆さんに注意を呼びかけていきます。

8 「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」 素案について

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）の活動基盤を強化し地域における活動を促進するため、地方税法第37条の2第1項第4号に規定する寄附金（NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金）を受け入れるNPO法人を条例で指定するために必要な基準及び手続き等を定める「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」を制定します。

1 条例素案の概要

（1）目的

この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号に規定する寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定めるための基準及び手続等を規定します。

（2）指定の基準及び手続等

県内に主たる事務所を有するNPO法人から指定の申出があった場合で、次の指定基準に適合すると認めるときは、指定のための手続を行います。（条例素案参照）

- ①公益性に関する基準
- ②組織・運営に関する基準

（3）審査委員会の設置

知事の附属機関として審査委員会を設置し、指定基準への適合性等について審査します。

（4）信頼性確保のための規定整備

①条例指定を受けたNPO法人の責務

申出時に提出した書類等を事務所に備え置き及び閲覧させる。

②県の行う措置

報告及び検査、勧告・命令等、指定の取消しのために必要な手続を行う基準等

2 今後のスケジュール

平成25年6月 「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」案を議会に提出

特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）

素案

1 目的

この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）を条例で定めるための基準及び手続等を規定する。

2 指定の申出

指定を受けようとするNPO法人（以下、「申出者」という。）は、申出書を知事に提出しなければならない。

3 指定のために必要な手続を行う基準等

- (1) 指定の対象は、県内に主たる事務所を有するNPO法人とする。
- (2) 知事は、申出者がNPO法人条例指定基準（別紙1）に適合すると認めるときは、申出者について、指定のために必要な手続を行う。
- (3) 知事は、指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会へ意見を聴く。

4 欠格事由

知事は、次の欠格事由に該当する申出者については、指定のために必要な手続を行わない。

- (1) 役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しないもの
- (2) 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- (3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反しているもの
- (4) 暴力団、暴力団構成員等であるもの 等

5 審査委員会

- (1) 知事は、知事の附属機関として、審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会は、知事の諮問に応じ調査審議する。
 - ① 指定基準への適合審査に関する事項
 - ② その他、知事が必要と認める事項

6 繙続の申出

- (1) 条例指定を受けたNPO法人（以下、「指定NPO法人」という。）は、指定後5年を経過するたびに、知事に申し出なければならない。

(2) 知事は、継続の申出があったときは、指定の継続に係る指定基準に適合しているかどうかの確認を行う。

7 申出書類等の備え置き及び閲覧等

- (1) 指定NPO法人は、申出時に提出した書類等を、事務所に備え置き、閲覧請求があった場合には、事務所において閲覧させなければならない。
- (2) 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等、(1)の書類をインターネット等により、公表しなければならない。

8 報告及び検査

知事は、指定NPO法人が法令、定款等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、検査することができる。

9 励告、命令等

- (1) 知事は、10(2)に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。
- (2) 知事は、(1)の勧告を受けた指定NPO法人が、その勧告に係る措置を探らなかつたときは、措置を探るべきことを命ずることができる。

10 指定の取消しのために必要な手続を行う基準等

(1) 知事は、指定NPO法人が次の取消事由に該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行う。

- ① 欠格事由(4(2)を除く。)に該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により指定又は指定の継続の確認を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、9(2)の命令に従わないとき
- ④ 主たる事務所の所在地を県外に変更したとき 等

(2) 知事は、指定NPO法人が次の取消事由に該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- ① NPO法人条例指定基準(別紙1)の③、④(イ又はロ)又は⑦に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ② 特定非営利活動促進法第29条(毎事業年度、所轄庁へ事業報告書を提出すること)又は7(1)の規定を遵守していないとき
- ③ 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき 等

NPO法人条例指定基準（案）

指定基準項目		
公益性に関する基準	①	公益活動が実践されていること (1)地域、社会又は県民から認知されるための取組 (2)地域、社会又は県民からの支持、他の主体との連携又は協働の取組 (3)NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績 (参考資料「公益性に関する基準」による。詳細は規則等に定めることとする。)
組織・運営に関する基準	②	活動の対象について (事業活動において、右に示す共益的な活動がそれぞれ50%未満であること) 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 その便益の及ぶ者が会員等特定の範囲の者である活動 (特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動を除く) 特定の著作物又は特定の者に関する活動 特定の者の意に反した活動
	③	役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 $\leq 1/3$ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の総数 $\leq 1/3$ 各社員の表決権が平等であること 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること 適正な経理を行っていること
	④	宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと (イ) 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと(公職、宗教、政治) (ロ) 実績判定期間における特非活動に係る事業費 ÷ 総事業費 $\geq 80\%$ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特非活動に係る事業費に充てた額 ÷ 受入寄附金総額 $\geq 70\%$
	⑤	事業報告書等、役員名簿及び定款等 指定基準等に適合する旨、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類など 助成金支給、海外送金などにより作成した書類の写し
	⑥	三重県へ事業報告書等を提出していること 事業報告書等(会計、役員名簿等)、定款・認証書・登記書類等
	⑦	法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
	⑧	設立後の経過期間について 申出をする事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

※上記①から⑧の基準をすべて満たしていること。また、基準の判定は、過去5事業年度（初回申出時は2事業年度）とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていることが必要です。

公益性に関する基準

1. 公益性の判定

- 下記2(1)に含まれる判断項目(①～④)のうち、1項目以上に該当していること
 - 下記2(2)～(3)に含まれる判断項目(⑤～⑧)のうち、1項目以上に該当していること
 - 2(4)の記載内容から当該NPO法人の取組や実績が評価できること
- 上記3点を満たしている場合は、公益活動が実践されていることと判定する

2. 公益性の基準(公益活動が実践されていること)

(1) 地域(社会、県民)から認知されるための取組

趣旨・判断の視点

NPO法人がその活動の主たる目的とする社会課題を解決するため、地域(社会、県民)から認知される方法としてどのような取組を行っているかを以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その取組において発信される情報の内容が、それぞれのNPO法人が主たる目的とする活動の発信となっているか、という視点で判断を行います。

判断項目 ※いずれも、NPO法人が主たる目的とする活動に関する内容であることが必要

①マスメディアを使っての情報発信回数:年平均2回以上

(活動の告知も含む。メディアは特に限定せず、新聞(地元紙、地域版含む)、テレビ(ローカル放送、ケーブル放送等含む)、ラジオ、折り込みチラシ等、社会常識の範囲で広く捉えます。)

②ホームページ(ブログも含む)の更新頻度:年平均4回以上

(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が内容に含まれていること。)

③一般向け会報誌の配布、設置:年平均5箇所以上

(設置場所は特に限定せず、不特定の者が出入りできる場所(市民活動センター、公民館、商店、飲食店等、社会常識の範囲で広く捉えます。)とします。)

④一般を対象としたセミナー、イベント等の活動:年平均4回以上

(一般向けの周知文書、開催時の写真等を添付すること。)

(2) 地域(社会、県民)からの支持

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、地域(社会、県民)からの支持を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、その実績の内容が、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組に対する地域からの支持とみなせるものになっているか、という視点で判断します。

判断項目

⑤組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数:のべ人数で年平均100人以上(ただし、実人数が年平均10人以上いること)

(実人数が10人以上であることを示す氏名、市町名を記載した名簿を添付。)

⑥寄附実績:3,000円以上の寄附が年平均で50人以上あること

⑦主催したセミナー、イベント等への一般参加者数:のべ人数で年平均100人以上(ただし、⑤に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと。)

(3)他の主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組

趣旨・判断の視点

NPO法人の活動による地域活性化への貢献実績をはかる一つの尺度として、他の主体(他NPO、学校、企業、自治体等)との連携・協働の取組を以下の判断項目で確認します。

確認に際しては、NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組の内容が、地域への公益的なサービスの提供や地域に公益的な波及効果を生むような連携・協働となっているかという観点で判断します。

判断項目

⑧様々な主体(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業、自治体等)との連携・協働した活動の実施:年平均1回以上

(4)NPO法人が主たる目的とする社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記述、A4用紙1枚程度とする。参考資料の添付可。)

趣旨・判断の視点

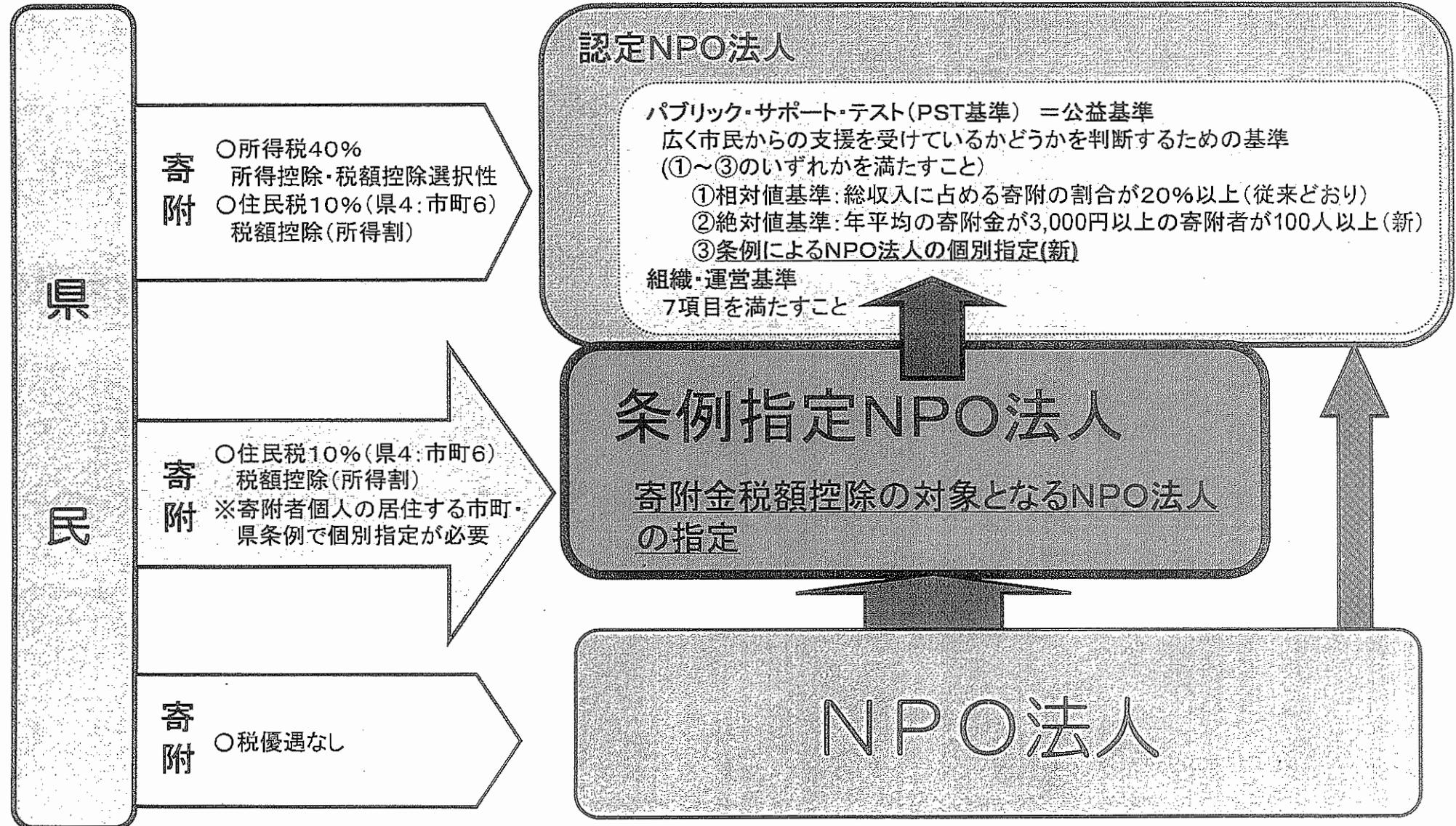
(1)から(3)までの判断項目にとらわれずに、それぞれのNPO法人の取組や実績を自由に記載してもらい、添付資料も含めた記載内容から地域社会への貢献度合いに関する判断を行います。判断項目にはない新たな取組や実績を記載してもらって構いませんし、それぞれの判断項目の基準は満たさないものの一定の成果をあげている取組や実績をあげてもらって結構です。

判断に際しては、(1)から(3)のそれぞれの視点で、総合的に内容を判断することとします。

※上記各判断項目で使用する「年」とは、「事業年度」を指すこととし、過去5事業年度(初回申出時は過去2事業年度)平均で各基準を満たしている必要があります。

※(1)③、(3)⑧において、実績判定期間のうち複数事業年度にわたって、自治体からの契約や、会報誌の設置実績がある場合は、該当年度においてそれぞれ実績があるものとみなします。

認定・条例指定・NPO法人の制度と税の優遇制度



9 「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～(案)」について

1 策定の経緯

平成23年度から、「新しい公共支援事業」の一環として、住民の多様なニーズにさまざまな主体がきめ細かくサービスを提供できる社会の実現に向けて、「新しい公共推進指針(仮称)」の策定に取り組んできました。

NPO、地縁団体、企業、行政など、延べ約1,000人のさまざまな主体の方々が参加し、県域の「新しい公共円卓会議(4回)」及び県内8地域での「地域円卓会議(各3回)」において、対等な立場で議論してきました。

そして、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(以下「ヒント集」と言う。)として最終案を別添のとおりとりまとめました。

2 「ヒント集」の特徴

- (1) 県内各地域の、さまざまな主体の取組を、豊富な事例(約90件)として紹介しています。
- (2) NPOだけでなく、企業、地縁団体、行政など、あらゆる主体の皆さんの役割を多様な視点でとりまとめ、県民の皆さん誰もがアクションを起こせるように提案しています。

3 今後のスケジュールと「ヒント集」の活用

- (1) 3月23日(土)に「新しい公共ヒント集完成記念フォーラム」を開催(14:00～16:00 県庁講堂)し、県民の皆さんにヒント集の内容や取組事例を紹介します。
- (2) 来年度以降、県内のNPO法人等を訪問し、ヒント集の内容を周知するとともに、取組発表会や優秀団体の表彰を実施することで、様々な主体が協働する取組の促進を図ります。

(参考)「ヒント集」の構成

(1) 「民の力」を強化する

①行動する市民になる

- ・ヒント1 社会貢献する気持ちを自然に引き出す
- ・ヒント2 若い世代が活躍できる場をつくる
- ・ヒント3 退職者の活力を引き出す

②地域コミュニティが元気になる

- ・ヒント4 地域の支え合いを復活させる
- ・ヒント5 地域コミュニティ組織を見直す

③市民活動の力量を高める

- ・ヒント6 NPOの力量を高める
- ・ヒント7 ボランティアで支援する
- ・ヒント8 寄付で支援する
- ・ヒント9 物で支援する
- ・ヒント10 情報で支援する
- ・ヒント11 中間支援団体の機能を高める

④企業の社会貢献活動を広げる

- ・ヒント12 地域との間に顔の見える関係をつくる
- ・ヒント13 社会貢献活動で企業が発展する

(2) 多様な主体の協働を促進する

①市民活動団体相互の協働を促進する

- ・ヒント14 地縁団体相互が連携する
- ・ヒント15 NPO相互が連携する
- ・ヒント16 地縁団体とNPOが連携する

②企業と市民活動団体の協働を促進する

- ・ヒント17 企業と市民活動団体との出会いの場をつくる

③行政と市民活動団体の協働を促進する

- ・ヒント18 これまでの協働の課題を克服する

④多様な主体の「つなぎ役」が活躍する

- ・ヒント19 協働の「つなぎ役」が的確な役割を果たす

(3) 「新しい公共」をデザインする

①「新しい公共」のガバナンスをデザインする

- ・ヒント20 行政の立ち位置を変える

②多様な主体による政策や事業づくりをデザインする

- ・ヒント21 市民のニーズに即した政策や事業づくりを行う

③公共サービスの財源をデザインする

- ・ヒント22 多様な財源を創り出す

10 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

1 これまでの経緯

東日本大震災により生じた災害廃棄物は、被災3県で膨大な量であったことから、県は早い段階で広域処理の必要性を認識し、市町等とともに広域処理について検討を始めました。その後、災害廃棄物について国による法整備が進みました。

県としては、平成24年4月20日に市長会、町村会と合意書、覚書を締結し、市町等と連携しながら災害廃棄物の受入に向けた取組を進めるとともに、災害廃棄物の安全性を確保するためのガイドラインを策定しました。その後、8月7日に環境省から久慈市の災害廃棄物（可燃物）2,000トンの処理について協力要請を受け、被災自治体や国との調整、現地での安全性の確認や市町等と連携した住民説明、風評被害対策などを行ってきたところです。

このようななか、平成25年1月25日に環境省において東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表の改定が行われ、三重県での広域処理の必要はなくなりました。

また、岩手県、久慈市の復興を支援するため、伊賀市、多気町、名張市で物産展を開催するとともに、県や市町の庁舎等でパネル展を行っています。

2 広域処理推進チームの廃止

平成24年5月10日に設置した「災害廃棄物広域処理推進チーム」については、三重県での災害廃棄物の広域処理の必要がなくなったことから、平成25年2月20日に廃止しました。

3 今後の取組

今後は、岩手県、久慈市の意向を聞きながら、東日本大震災の復興支援の中で、来年度、廃棄物行政に精通した技術職員を岩手県へ派遣する人的支援や様々な交流につながる支援等を進めて行きます。

広域処理の推進に向けたこれまでの主な経緯

月日	主な内容
H23. 3. 11	東日本大震災が発生
H23. 3. 23	県内市町等に対して、災害廃棄物処理支援調査を実施（11市町等が受入可能との回答）
H23. 4. 8	環境副大臣から県に対して災害廃棄物の受入協力要請
H23. 4. 8	環境省が災害廃棄物広域処理体制の構築に関する調査を実施（13市町等（合計処理可能量：年間約2万トン）が受入を検討していると回答）
H23. 4. 20	第1回東日本大震災により生じた災害廃棄物に関する連絡会議を開催（以降、H25.1.18まで計11回開催）
H23. 8. 11	環境省が災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインを公表
H23. 8. 18	災害廃棄物処理特別措置法施行
H23. 8. 30	放射性物質汚染対処特別措置法施行
H23. 10. 11	環境省が災害廃棄物受入検討状況調査を実施（受入検討市町等はない回答）
H24. 2. 14	市長会、町村会合同研究会（環境省政務官が説明）
H24. 3. 16	内閣総理大臣から県に対して、災害廃棄物処理特措法に基づく広域的な協力の要請
H24. 4. 20	三重県知事、市長会長、町村会長で 「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」及び 「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書」を締結
H24. 4. 23	三重県知事、市長会長、町村会長連名で、環境大臣に対し、国の説明責任や風評被害対策等について「東日本大震災の災害廃棄物広域処理の実施に関する要望書」を提出
H24. 4. 27	宮城県、岩手県と、災害廃棄物に係る広域処理に関する基本的な事項について確認書を締結
H24. 5. 16 ～ 5. 17	市町等職員を対象とした現地調査会（宮城県石巻市、女川町）を実施
H24. 6. 7	「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」を策定
H24. 6. 27	伊賀南部環境衛生組合、多気町、尾鷲市、熊野市での取組について、県議会全員協議会で説明

H24. 7. 1	伊賀南部環境衛生組合と地元役員説明会を実施
H24. 7. 11	多気町町政懇談会において住民説明を実施（以降、H24. 10. 1まで計49回）
H24. 7. 13	三重中央開発（株）に災害廃棄物焼却灰の受入を要請
H24. 7. 16	伊賀南部環境衛生組合と地元説明会を実施
H24. 8. 7	環境省が岩手県久慈市の災害廃棄物2,000トンを三重県に協力要請 (環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定)
H24. 9. 25	伊賀市環境保全関係団体代表を対象とした岩手県久慈市の現地視察を実施
H24. 10. 3	伊賀南部環境衛生組合と地元役員説明会を実施
H24. 10. 4	伊賀南部環境衛生組合が地元役員と協議
H24. 11. 12	多気町が受入断念を表明
H25. 1. 25	三重県での広域処理の必要がなくなったことを発表 (環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を改定)

風評被害対策等の主な取組

月日	内容
H24. 8. 28	風評被害専用相談窓口を設置
H24. 8. 30	第1回三重県災害廃棄物広域処理連絡会議を開催
H24. 9. 4	消費、商工、生産団体等に、風評被害の防止に係る協力を要請
H24. 10. 19	パネル展を実施（初回県庁。以降、継続して県や市町の庁舎等で実施中）
H24. 11. 30 ～12. 2	伊賀市、多気町内店舗で、東北応援交流フェア（物産展）を開催
H25. 2. 1 ～ 2. 11	名張市内店舗で、東北応援交流フェア（物産展）を開催

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成25年1月31日

	地域	市町村名	事務委託	災害廃棄物 推計量 (千トン)	災害廃棄物の仮置場への搬入状況		災害廃棄物の処理状況		津波堆積物 推計量 (千トン)	津波堆積物の仮置場への搬入状況		津波堆積物の処理状況	
					仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理量 (千トン)	処理割合 (%)		仮置場 搬入済量(千トン)	搬入率(%)	処理量 (千トン)	処理割合 (%)
45 岩手県	久慈地域	洋野町		21	21	100%	15	73.9%	4	4	100%	0	0%
		久慈市		87	87	100%	40	46.3%	14	14	100%	0	0%
		野田村	有	105	105	100%	35	33.6%	26	26	100%	0	0%
		普代村		12	12	100%	8	70.7%	0	-	-	-	-
	宮古地域	田野畠村	有	55	47	86%	18	32.1%	1	1	100%	0	0%
		岩泉町	有	69	69	99%	7	10.8%	3	3	100%	0	0%
		宮古市	有	436	420	96%	175	40.1%	106	102	96%	29	28%
		山田町	有	485	274	57%	66	13.6%	31	20	66%	0	0%
	釜石地域	大槌町	有	391	279	71%	97	24.8%	168	151	90%	8	5%
		釜石市		552	510	92%	208	37.7%	269	169	63%	0	0%
	大船渡地域	大船渡市		628	625	99%	349	55.6%	129	128	99%	108	84%
		陸前高田市	有	816	740	91%	401	49.1%	844	617	73%	0	0%
計				3,657	3,188	87%	1,420	38.8%	1,594	1,234	77%	145	9%
宮城県	計			11,026	10,040	91%	5,630	51.1%	7,276	4,872	67%	1,713	24%
福島県	計			1,599	1,339	84%	493	30.9%	1,534	584	38%	30	2%
合 計				16,281	14,567	89%	7,543	46.3%	10,404	6,690	64%	1,888	18%

(環境省HPより抜粋)

岩手県・久慈市への支援について

内 容	所 管
1 職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県への県職員（化学職）の派遣 	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
2 観光連携PR <ul style="list-style-type: none"> ○ 「あまちゃん」のロケ地である久慈市と、「海女」を共通テーマとした観光PR ○ 県のイベント（観光PRブース等）でのパネルやポスター展示、パンフレットの配布 	観光・国際局 観光政策課
3 久慈市との相互交流 <ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の体験学習等を通じた相互交流 ○久慈市と三重県内の農家民宿・体験民宿経営者の相互交流による、互いの体験メニューの磨き上げや農山漁村間の伝統文化交流等の促進 	教育委員会 教育総務課 農林水産部 農業基盤整備課
4 水族館「もぐらんぴあ」の復旧支援 <ul style="list-style-type: none"> ○不足している資材等の支援 	防災対策部 防災対策総務課
5 物産販売の交流 <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年「県民の日」記念事業での、久慈市を含む東北3県の物産販売 ○「みえ地物一番」協賛事業者、県内百貨店等との連携による、三重県内量販店等での岩手県物産の販売 	教育委員会 教育総務課 農林水産部 フード・イノベーション課
6 ツツジを通じた街づくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ツツジ類の生産量日本一である三重県の花植木生産者が中心となり、久慈市（市の花：ツツジ）の要請に応じて緑化を支援 	農林水産部 農畜産課
7 復興支援パネル展の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○県内市町等の庁舎で、岩手県久慈市の災害廃棄物の撤去状況等、復興状況の写真等の展示 	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

11 R D F 焼却・発電事業の収支計画等について

1 経緯

- (1) 三重ごみ固形燃料発電所において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度の設備認定を受けたことにより、年間1億5千万円程度の増収を見込みました。
- (2) このため、R D F 焼却・発電事業における収支計画等について、平成24年10月からR D F 運営協議会総務運営部会において協議を行っています。

2 収支計画等の見直し状況

(1) 収支計画

同部会において、提示している収支計画（平成20年度～平成28年度）の見直し内容は下表のとおりであり、収支不足額は、現計画の約23億1千万円から約16億8千万円に減少し、約6億4千万円程度改善する見込みです。

項目	見直し提示計画	現計画	差
収入額（千円）(a)	6,793,399	5,906,665	886,734
費用額（千円）(b)	8,469,169	8,218,622	250,547
収支不足額（千円）(b-a)	1,675,770	2,311,957	△636,187

(注)・上記額は税抜き額。

- ・見直し提示計画でのR D F 搬入量は、各製造団体からの報告された合計値（420千トン）とし、現計画（415千トン）とほぼ同等値。
- ・収入額のうち、市町からの処理委託料収入については、平成20年度の処理委託料金単価4,817円（税抜き）で維持した場合の額としています。
- ・25年度以降の売電収入額の増収については、現時点において入札による変動を見込んでおりません。

(2) 処理委託料金

処理委託料金の見直しについては、収支不足額を県と市町で折半して設定することになっています。

平成32年度まで事業継続することを踏まえ、市町の料金設定にあたっては、その延長期間も考慮に入れながら、同部会で協議を進めています。

3 今後の取組

今後とも、R D F 運営協議会総務運営部会において、収支計画や処理委託料金の見直しについて協議を行い、R D F 処理料金については、平成25年度上半期までに改定ができるよう進めていきます。

12 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 現状

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、産廃特措法による国の支援を得て、順次、恒久的な対策を実施することとしています。現在、本県においては各事案の実施計画（案）をとりまとめ、環境省との協議を進めています。

4事案のうち、新規事案である四日市市大矢知・平津及び桑名市源十郎新田の2事案は平成25年2月14日及び15日に、変更事案である桑名市五反田及び四日市市内山の2事案は平成24年12月13日に、国による「原状回復特定事業に関する調査会」が実施され、技術的審査が行われました。

2 各事案の対策の考え方

① 四日市市大矢知・平津事案

平成24年9月11日に県単独の行政代執行として、詳細設計のための現地測量に着手しました。平成25年度以降は、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施していきます。

② 桑名市源十郎新田事案

平成24年4月までに完成した瀬替え工等の緊急対策により、河川への廃油の滲出は抑止されています。平成25年度以降は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施していきます。

③ 桑名市五反田事案

緊急対策については既に大臣同意を得ており、平成24年3月から促進酸化設備による汚染地下水の浄化措置を実施しています。平成25年度以降は、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施していきます。

④ 四日市市内山事案

第一段階の硫化水素発生抑制対策については既に大臣同意を得ており、平成24年11月15日に着手しています。平成25年度以降は、引き続き霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施していきます。

3 今後の取組

産廃特措法に基づく実施計画（案）の協議を進め、環境大臣の年度内同意を得て、平成25年度には4事案全てにおいて支障除去対策に着手して地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

支障除去対策の実施に当たっては、事業の内容や進捗状況等に関する情報を含めて積極的に公開し、各事案毎の実施計画に基づいて事業を実施するとともに、排出事業者等の責任追及及び原因者への費用求償についても、引き続き適切に実施していきます。

三重県における産廃特措法対象の4事業について

①四日市市大矢知・平津事業【新規】

・支障等

露出した廃棄物が風雨等により飛散・流出することや埋立区域内から有害物質(ふつ素、ほう素等)を含んだ浸出水が周辺区域に染み出していることから生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。

②桑名市源十郎新田事業【新規】

・支障等

平成19年9月に、旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所の地中から回収した廃油にトリ塩化ビフェル(PCB)等の有害物質が含まれていることが平成22年10月に判明した。

このため、汚染箇所下流250mの水道水源では、取水を停止しているほか、他の水道水源や農業用水、内水面漁業等に支障を生じるおそれがある。

③桑名市五反田事業【変更】

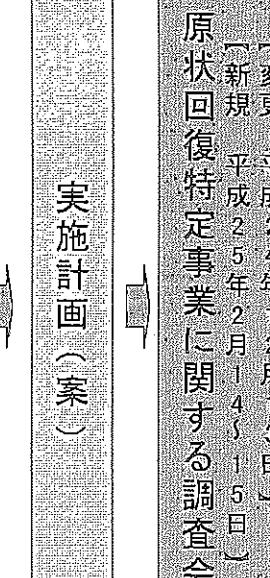
・支障等

促進酸化施設による緊急的な汚染地下水の浄化を実施しているが、不法投棄廃棄物による地下水汚染の防止及び周辺地下水の浄化は困難なことから、周辺河川に汚染地下水が排出し、生活環境保全上の支障のおそれがある。

④四日市市内山事業【変更】

・支障等

緊急の行政代執行により硫化水素がス濃度は一定レベルまで低下しているものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分が確認されたことから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念され周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の支障のおそれがある。



環境大臣同意（年度内同意の見込み）

対策工の着手（平成25年度）

地域の暮らしの安全・安心の確保

対策工のスケジュール

事業名	対策工	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
①四日市市 大矢知・平津	・廃棄物の飛散流出防止 ・雨水浸透対策 ・排水路等整備					調整池・進入道路・管理用道路		浚渫出し抑止工・押さえ盛土工			対策後のモニタリング	
②桑名市 源十郎新田	・汚染拡散防止及び汚染除去対策 ・保管廃棄物処分			掘削・汚染土壤掘削処理・油回収			油回収				対策後のモニタリング	
③桑名市 五反田	・汚染地下水の揚水浄化対策 ・汚染源である廃棄物等掘削処理				水処理施設運転管理・浄化確認							
④四日市市 内山	・硫化水素ガス発生抑制対策 ・雨水浸透対策 ・排水路等整備		霧状酸化剤の注入				浚渫工・整形工・法留工・雨水排水工		対策後のモニタリング			

13 「三重県外郭団体等改革方針（案）」（環境生活部関係分）について

団体別見直し方針

(財) 三重県環境保全事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】	【見直しの方向】
<p>溶融処理施設については、施設の安全な管理や解体撤去に向けた準備を進めるとともに、残された課題について、廃棄物処理センター運営協議会において、県、市町とともに課題の解決にあたる。</p>	<p>③イ 役員等就任の見直し 県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

(公財) 三重県立美術館協力会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】	【見直しの方向】
<p>ミュージアムショップの収益力の向上や賛助会員の増加に向けた取組により、経営基盤の強化を図る。 公益財団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>— —</p>

(財) 国史跡斎宮跡保存協会

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】	【見直しの方向】
<p>G 事業手段見直しによる効率性の改善 体験学習事業について、より魅力的なものとなるよう創意工夫するとともに、自主財源の確保と経費の削減に向けた検討を行う。 斎宮跡の保存・活用を図る中核団体として、組織力の向上に取り組む。 公益財団法人へ移行することから、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	<p>② 委託・補助金等の見直し 随意契約について、総合評価一般競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。</p>

(公財)三重県文化振興事業団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p> <p>継続して質の高いサービスが提供できるよう、財務基盤の強化や経費の節減、人材の確保・育成に取り組む。</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p> <p>—</p>

(公財)三重県国際交流財団

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
<p>【見直しの方向】</p> <p>—</p> <p>地域国際化協会及び県の多文化共生社会づくりを進める中核団体として、県内の団体を支援する取組を充実させ、各団体とのネットワークの強化、連携・協働を図る。</p> <p>平成24年策定の中期計画の着実な実施を図り、経費の削減、自主財源の拡充に努め、財務基盤の強化に取り組む。</p>	<p>【見直しの方向】</p> <p>② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し</p> <p>随意契約について、企画コンペや競争入札などの方法の導入に向けた検討を行う。</p> <p>県職員の役員等就任について削減を行う。</p>

14 包括外部監査結果に対する対応について

I 平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 平成 24 年度包括外部監査の概要

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査の主な視点

- ① 土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性が十分に考慮されているか。
- ② 土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。
- ③ 土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。
- ④ 土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。
- ⑤ 保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。
- ⑥ 土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。

(3) 監査結果概要

環境生活部関係は、公有財産を所管する所属が監査を受け、次のとおり結果 1 件と意見 1 件がありました。

【結果】関連法令や条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての主観的な判断で意見を述べたもの

①三重県留学生センター（いなづま会館）について

普通財産として所管している状況について【結果】

②三重県立博物館の土地について

個人名義の土地について【意見】

2 対応方針

意見及び指摘がありました事案については、別添資料のとおりです。今後、対応方針に基づき対処してまいります。

II 平成 23 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

平成 23 年度の監査結果に対する対応結果概要

「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」をテーマに監査が実施され、(財)三重県環境保全事業団及び同団体を所管する環境生活部に対して、結果 1 件と意見 2 件、また、監査対象となった 4 部に対して意見 2 件がありました。

監査結果に対する平成 24 年度の対応結果は別添資料のとおりです。

今後とも、設備投資計画の策定や起案決裁事務の適切な運用等にかかる意見及び指摘を踏まえ、適切に対応してまいります。

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考	
I. 包括外部監査の意見及び指摘			
IV. 環境生活部			
1. 三重県留学生センター（いなづま会館）について			
① 普通財産として所管している状況について【結果】	<p>平成18年度に企業庁がいなづま会館のその後の休止を含めた利活用の検討を行った際に、生活部（現環境生活部）でも三重県留学生センターのその後の利活用の検討を行った。近年に入り、海外技術研修員の減少及び研修期間の短縮化が進んだことに加えて、近隣の民間運営の短期間用居住施設（ウィークリーマンション等）と費用面での比較検討を行った結果、海外技術研修員へ民間運営の短期間用居住施設を斡旋することとし、平成22年度からは未利活用状態になっている。</p> <p>三重県留学生センターは企業庁との共有財産であり、今後の利活用、処分等の方向性が決まっておらず、課題に当たる。そのため、管財課への移管がなされず、現在も環境生活部の所管となっている。</p> <p>以上を鑑み、企業庁及び管財課と協議し、管財課への移管も含めた財産の管理主体や、今後の利活用、処分等の方向性を検討すべきである。</p>	<p>いなづま会館の有効活用については、県有財産有効活用等推進会議で全庁的な視点で今後の利活用を検討していきます。併せて、土地及び建物の1、2階を所有する企業庁と、処分も視野に入れた利活用について検討するとともに、利活用、処分等の方針が決まれば管財課への移管についても三者で協議を行っていきます。</p>	環境生活部
2. 三重県立博物館の土地について			
① 個人名義の土地について【意見】	<p>博物館における個人名義の土地については、昭和45年の県定期監査における博物館及び図書館の用地内に私有地が含まれているのではないかとの指摘に対して、個人からの寄附採納調書の所在が不明なため20年の時効を待って処理したい旨が了承されていた。</p> <p>しかし、時効取得については、実際には処理に至らなかった。また、当該土地は地図混乱地域であり、さらに、寄付があったとされる当時の公文書が見つかっていないことから、名義人との協議ができず、そのままの状態となっていた。</p> <p>平成26年に新博物館が開館する予定となっており、現在の博物館について、利活用の検討が必要となることが予想されることから、当該土地の所有権についての権利関係を明確とする必要がある。</p>	<p>現博物館の敷地に含まれる個人名義の土地は、昭和27年に寄付を受けたものとして教育財産台帳に整理されたものであることから、県への所有権の移転登記を行い、権利関係を明確にしたいと考えています。</p> <p>今後も、現在の名義人（上記の相続人）に対して、県が寄付を受けた財産を買い取ることはできないことを説明し、移転登記への理解を求めていきます。</p>	環境生活部

平成 23 年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I 包括外部監査の意見及び指摘		
1 財団法人三重県環境保全事業団		
(1) 設備投資計画について【意見】	<p>ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄が社会問題化していた当時、県が取り組むべき緊急の課題であり、また、ガス化溶融処理施設の建設はその解決策のひとつであったと思われるが、100 億円を超える設備投資（うち、93 億円は国、県からの補助金および市町の負担金）を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合には、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。</p>	<p>平成 24 年度において、対応方針に該当する設備投資計画の策定や見直しが必要な案件はありませんでした。</p> <p>今後、このような案件があった場合には、監査結果を踏まえ適切に対応してまいります。</p>
(2) 起案、決裁の不備について【結果】	<p>県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっている。</p> <p>県の損失補償要件の記載に差異があるのは不備があったと考えられる。損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。</p>	<p>平成 24 年度において、対応方針に該当する損失補償契約を新たに締結する案件はありませんでした。</p> <p>今後、監査結果を踏まえて適切に対応してまいります。</p>
(3) 解体撤去費用の負担について【意見】	<p>解体撤去については、運営協議会で議論され、事業団が施設の解体撤去ができるよう、県の対応が求められているところである。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を決めるべきである。</p> <p>なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設のような解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。</p>	<p>平成 24 年 3 月 29 日に開催された運営協議会（県、市町および事業団で構成）において、事業団の新最終処分場が計画どおりに稼動し、一定の収益が確保できることを前提に、事業団が平成 25 年度下期～26 年度上期を目途に解体撤去する方向が確認されました。</p> <p>また、市町からの要請により、施設の解体撤去費用については事業団ができる限り努力するものの、経営面等で万が一の事態に陥った場合には、県はこの事業が構築された経緯を踏まえ、事業団とともに責任を果たしていくことも確認されました。</p>

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘		
8. 損失補償・債務保証の管理等		
(1) 損失補償等の管理について【意見】	<p>損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。</p> <p>したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>	<p>(雇用経済部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>損失補償等の円滑な管理を行うため、引き続き関係団体と連携を図っていきます。</p> <p>※環境生活部所管分については、債務返済により損失補償の対象は消滅しました。</p>
(2) 会計基準への準拠性について【意見】	<p>各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。</p>	<p>(雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>適正な会計基準に準拠して作成されるよう、指導を行いました。</p>

15 各種審議会等の審議状況について

(平成24年11月20日～平成25年2月26日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	平成25年2月22日
3 委員	部会長 朴 恵淑 副部会長 木村 夏美 委員 池田 千慧子 他11名
4 質問事項	三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方（中間案）」について審議された。
6 備考	

2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 水生生物保全環境基準類型指定部会
2 開催年月日	平成24年12月21日
3 委員	部会長 田中 晶善 委員 田中 正明 委員 宮崎 多恵子
4 質問事項	水生生物保全環境基準類型指定について
5 調査審議結果	次の河川に係る水生生物保全環境基準類型指定について審議された。 現地調査：服部川、久米川、柘植川 書類審査：矢ノ川、尾呂志川、熊野川
6 備考	

3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成25年2月18日
3 委員	委員長 田中 勝 委員 佐脇 敦子 他2名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	調査検討委員会からの提案・提言に関する今後の取組方針について審議された。
6 備考	

4 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成25年1月10日
3 委員	会長 宗村 南男 委員 梅村 光久 他10名
4 質問事項	学校法人の設立認可について等3件
5 調査審議結果	3件の質問事項に対して答申された。
6 備考	

5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成24年12月19日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 他6名
4 質問事項	平成24年度アクションプログラムの進捗について
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成24年度アクションプログラムの進捗について協議、意見交換が行われた。
6 備考	

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年12月10日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 立花 義裕 他7名
4 質問事項	津市新最終処分場等施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	小委員会での指摘事項について事業者から見解説明を受け、環境影響評価準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

7 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成24年12月17日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 桑野 園子 他6名
4 質問事項	松阪市白猪山ウインドシステム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	小委員会での指摘事項について事業者から見解説明を受け、環境影響評価準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	答申日（平成25年1月23日）

8 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成25年1月18日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 寺島 貴根 他4名
4 質問事項	津市新最終処分場等施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	小委員会での指摘事項について事業者から見解説明を受け、環境影響評価準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	答申日（平成25年2月13日）

9 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	平成25年2月22日
3 委員	委員長 高橋 正博 委員 太田 清久 他13名
4 質問事項	亀山試験施設用地造成事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	事業者から事業内容等について説明を受け、環境影響評価方法書に記載された内容について審議された。
6 備考	

10 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成25年2月4日
3 委員	会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 伊藤 登代子 他14名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	今年度実施した男女共同参画審議会による評価を取りまとめた中間評価について審議された。
6 備考	